

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和7年3月12日

厚生委員会

速報版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午後1時28分開会

○白石正輝委員長 皆さんこんにちは。今日は厚生委員会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。

開会前に皆さん方に申し上げますが、審査が長引いた場合には、トイレ休憩は取らせていただく予定ですが、トイレ休憩、用がある方は遠慮なく出ていただいて結構でございますので、よろしくお願いいたします。

これより厚生委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 本日の記録署名員2名を私から御指名申し上げます。

吉田委員、はたの委員、お願いいたします。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 それでは、早速議案の審査に入ります。

第19号議案 足立区ボランティア施設条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○福祉部長 それでは、福祉部の議案資料2ページを御覧ください。

件名は、足立区ボランティア施設条例の一部を改正する条例でございます。

本条例は、区内に二つあるボランティア施設のうち、西綾瀬ボランティアセンターについて、築57年を経過し、老朽化が進んでいることや利用率が低下していることなどの理由により、施設を廃止するため、ボランティア施設条例を改正するものでございます。新旧対照表は3ページに記載のとおり、施工年月日は令和7年4月1日でございます。

今後の方針についてですが、本施設の解体除却

後は、児童遊園の用地として活用し、隣接する児童遊園と一体化して拡大する予定でございます。

地元町会などに今後、丁寧に説明してまいりたいと考えます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○白石正輝委員長 ただいまの御説明に何か御質問ございますか。

○はたの昭彦委員 条例改正の中身で、今概要については施設の老朽化、利用率の低下を理由にされていて、施設の老朽化ということであると、この施設は、昔は第19出張所といって私も子どもの頃、2階に簡単な★★が置いてあって利用していたので、随分、まだあったのかというのが正直な建物が、感想なんですけれども、利用率の低下ということであると、この原因というのはどのようにお考えなのでしょうか。

○福祉管理課長 もともと立地が悪いこと、それからこちらを利用する団体が、やはり増えなかったというところがございます。

○はたの昭彦委員 利用する団体が増えなかった理由がどこにあるのかなというのを聞いているんですけれども、恐らく、やっぱり建物が古いということを使い勝手が悪いとか、設備が充実していないということの使い勝手があるんじゃないかなというふうに思うんですね。

それで、今回老朽化に伴って建物を解体するというのは、ある程度仕方ないと思うんですけれども、この足立区のボランティア施設条例を読みますと、第1条にボランティアの育成及び活動の場としての施設を提供することにより、ボランティア活動による地域福祉推進を図るため足立区ボランティア施設を設置するというふうにあるわけですね。今、2か所あるところを1か所なくすということであると、ボランティアの育成及び活動の場としての施設が1か所になってしまうということだと思ってしまうんですね。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○福祉管理課長 はたの委員おっしゃるとおりです。

もう一つの日ノ出の施設ですが、こちらは大体46%から60%未満の部分ですが、かなりのまだ余裕がございますので、こちらを廃止しても問題はないというふうに考えております。

○はたの昭彦委員 北千住とこの綾瀬地域というのは、やっぱり距離的にも離れていますし、行こうと思ったら電車を使うとか、あるいはバスを使うとかと公共交通機関を使わないと利用できないわけです。北千住、日ノ出町というのは。

先ほど言ったように、第1条には更にボランティア活動による地域福祉の推進を図るというふうに項目あるわけですよ。2か所が1か所になったら、地域福祉の推進は後退しちゃうんじゃないかと思うんですけれども、それについてはいかがでしょう。

○福祉管理課長 施設があればボランティアの方が推進できるかという、そうではないと私は思っております。こちらが廃止をされていたとしても、両方がぶっている方もいらっしゃると思いますので、特にその辺は問題はないのではないかというふうに思っております。

○はたの昭彦委員 そうはいつでも、受け皿としての施設がないというのは、やっぱり致命的な部分もあると思うんです。それで、今足立区が今度改定する基本計画、これの表紙にはやりたいことがかなうということを掲げているわけですよ。第2章にやりたいことの実現が、まちの彩り魅力を生み出すと言っているわけですね。やりたいことというのは、ぐるぐるの中でやりたいということをいろいろなお店をやりたいとか作りたいとかというのと同時に、やっぱり阪神淡路大震災とか、東日本大震災を契機に、ボランティアをやりたいという人たちが増えていて、そういう社会情勢もあるわけですね。そういう意味では、このボランティア活動を応援するという意味での役割というのは、この後もますます大きくなると。そういう中

で、この大きな足立区の中で、ほんとに1か所です。そういったことをバックアップする体制として十分なのかというふうに思うんですけれども、それについてはいかがでしょう。

○福祉管理課長 今は、こちら片方の日ノ出町の方が十分まだ余裕がございますので、それで足りると思います。こちらが充足してまた足りないようであれば、またそのときに考えるべきことかと私は思います。

○はたの昭彦委員 冒頭に申し上げたように、やっぱり地理的な部分で使い勝手が悪いとか行きにくいという部分があるわけですね。特に足立区広いわけですから、そういう意味では1か所ではなくて、今回老朽化によって解体をするというわけですから、例えば別の場所に新たに設けるということとは考えなかったのか、最後に聞かせてください。

○福祉管理課長 特にそちらは考えておりません。ボランティア施設がなければボランティアができないということではないと思います。

○福祉部長 若干補足させていただきます。確かに、はたの委員おっしゃられるとおり、ボランティアの箱というか、活動場所が多いに越したことはないと思います。ただ、現状、なかなか区全体にいきわたっている施設もないということと、それからやはりボランティアの活動を支える体制が、まだ私はこれから少し考えなければならないのかなというふうに思っております。そういう中では、まずは一旦、この古い施設はやめさせていただいて、この後、そのボランティアの展開については改めて考えていきたいというふうに考えております。

○はたの昭彦委員 最後にやりたいことがかなうというまちをつくっていくことを掲げたわけですから、ただやりたいというだけではなくて、社会に貢献するようなボランティア活動やりたいという声も是非取り上げていって、区としてバックアップしていただきたいということを最

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

後に要望しまして終わります。

○加地まさなお委員 今、はたの委員のお話聞かせていただいて、私も似たような質問をさせていたかどうかと思っていたんですが、これそもそも利用者が減ったというのは、今の聞いている限り時代に合っていなかったのかなというのと、それとやっぱり運営の周知不足かなというふうに感じました。なので、今回はこれで児童遊園とも一緒になるということで、その辺で新しくこのボランティア、正に福祉のために皆さん活用していただくためにする方向というのは、何か同時に考えられているのかお伺いします。

○福祉管理課長 特に児童遊園の部分で何かするということは考えてはございません。

○加地まさなお委員 そういうことではなくて、せっかくこの同じ建物になるということ、違いましたか。

○福祉管理課長 全然、★★

○加地まさなお委員 分かりました。勘違いしました。ありがとうございます。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○おぐら修平委員 私からも、先ほどはたの委員が質問、またいろいろ御意見、要望された内容と私も全く同じ考え、意見です。ここの廃止については老朽化もそうですし、この利用率、またこのアクセス問題、ここは確かに致し方ないのかなと、私も思いました。

ただ一方で、やはりこのボランティアを醸成していく、またやりたいことがかなうという趣旨からも、やっぱりアクセスの問題で、確かに日ノ出町、まだ空きがあるとはいえども、何かどこかにちょっと違う場所でサテライトで、こういった機能を持たせたものを新たに施設造るというのは、費用とか土地とかの面で、なかなか大変なのは分かる、そこまで私は申し上げません。ただどこかの既存のところ、うまくそういうサテライト的な機能で何か代替のところできなかったものかなと思う

んですが、今回この廃止に当たって、そういった何かサテライト機能、既存のところをうまく活用しながら、そういったこの検討はなされなかったんでしょうか。

○福祉管理課長 特にその辺はしておりません。皆さん、ボランティア施設のほかに会議室、既存の住区センターだったりとか、いろいろな部分を利用されております。ですので、そちらを利用されているという形を持っているものですから、現在のところは考えておりませんでした。

○おぐら修平委員 確かにいろいろなボランティア団体、既存のいろいろな住区センターだって、★★★使って活動されているところ私も幾つも実際の現場を見させていただいたり、拝見させていただきました。ただ一方で、やはりこの一部の団体では、例えば先日も子ども食堂、今まで使っていた場所がもう使えなくなってしまっって、それでなかなか場所がないと、どこか当てないでしょうかという相談を受けたりとか、やっぱりそうは言いながらも、なかなか私たちが把握していない需要が絶対あるんですよね。そういったところを、やっぱり既存の施設をうまく活用しながらそういう周知、またこのネットワークづくり、そういった拠点ですよね。そこは何かこう、先ほど考えていないという福祉管理課長の答弁ですけれども、できないものかなと改めて思うところなんですけれども、いかがでしょうか。

○福祉部長 ただいまの御意見、私も思うところございます。現在このボランティアセンターが、社会福祉協議会に運営していただいているところなんです。じゃ、区は何をやるのかというところが、少し私も見えづらいし、もう少し何かできることがあるんじゃないかということはあると思いますので、今後そこは検討してまいりたいというふうに思います。

○おぐら修平委員 これ、協創の理念が新しくできたときに、いろいろなこのモデル事業として、こ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の子ども食堂を中心としてネットワークづくりというのを区の方がハブとなって、いろいろなこの子ども食堂、また子ども支援に関わる団体の皆さんがお互いに顔の見える関係づくりということで、そういった交流会なども何度か開催されたりとかしてきましたけれども、正にそういう何でしょう、区の方も一緒になって、そういういろいろな地域のグループ、団体とかもううまくつなぎ役というんですか、ハブ役というんですか。やっぱりそのためには箱が要るんですよね。そこなんです。だからそこはうまく、地域ごとのなかなか足立区は広いので、また何度も同じ話になってしまうんですけども、そういう拠点でボランティアセンターのような機能を持たしたものをうまくできないかということで、また堂々巡りになってしまいますので、改めて要望ということで、またいろいろなどころ社会福祉協議会、またいろいろなこの地域のグループ、団体ともネットワーク組んで、いろいろな意見交換しながら進めていただければということ、これは要望で、よろしく願いをいたします。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○しづや竜一委員 私も、今おぐら委員の話聞いていて、正にその代替施設の機能性としては、私としても、今回に限らずというところではあるんですけども、今後、例えば老朽化していくところで、大規模改修だけでは難しいというところの中で、廃止というところでもせざるを得ないというなった場合には、是非とも、例えばこの綾瀬には、あやせんたーぐるぐるもそうですけれども、若い世代の方々が、多分今、予算特別委員会のときにもほかの委員のメンバーも話しておりましたけれども、若い世代の方々がせっかくそういったところで目を向けてくださっている方々がいて、スタートアップ事業ではないんですけども、私自身も様々なところで若い世代のコワーキングスペースといった、そういった居場所づくりですよ

ね。その居場所というのは、今後、やっぱり若い世代が、この足立区に対しての希望というか、そういうところというのは、学校以外の場というのは、多分若い世代が求めているのかなというのを間近に改めて感じるところでもありますので、是非ともその点を、今後これに限らず、そういった視点で、区としても視点を広く持って、視野を広く持って対応していただきたいと思うんですけれども、その点についていかがですか。

○福祉部長 今、しづや委員おっしゃられた点につきまして、確かに私もそう思います。

これまでの、割と区役所の考え方は、ボランティアはボランティア、子ども食堂は子ども食堂というふうにこうやって分かれていたかと思うんです。ただ、このまるごと相談課ができて、まるごと相談課の大北のところには、実はその子ども食堂の主催者の人と連携取ってもらって、いろいろと動いているところもございます。それはやっぱり地域の中のそういう活動を望まれる方との連携ということで、大北の方も一生懸命やっていると。ということかというと、やはりこれからはそういった縦割りじゃないシームレスな、何かつながりというのができる仕組みを考えないといけない。併せて先ほどおぐら委員から言われました場所の確保ということについても、同時に考えなければならないかというふうに思いますので、引き続き、これは考えさせていただきたいというふうに思います。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

各会派の御意見をお願いいたします。

○しづや竜一委員 可決をお願いいたします。

○吉田こうじ委員 可決をお願いします。

○はたの昭彦委員 施設の老朽化による解体というのは理解できるんですけども、だからといってボランティアセンターを廃止するということには

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

つながらないというふうに思いますので、この改正案については反対をさせていただきたいと思えます。

○おぐら修平委員 可決でありますけれども、先ほど私含め、様々この委員の皆さんからの質疑、また要望について、是非また進めていただければということで再度改めてお願いをしまして、可決でお願いいたします。

○白石正輝委員長 それでは、本議案につきまして採決をいたします。

本議案は、可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

次に、第20号議案 足立区障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○福祉部長 それでは、福祉部の議案説明資料4ページを御覧ください。

件名は、足立区障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例でございます。

所管部課名は、手当を支給する福祉部のほか、精神障がい者への支援を担当する衛生部となっております。

本条例は、これまで月額4,000円だった障がい者福祉手当を月額7,750円と変更するものでございます。令和7年度当初予算案に計上させていただきます。対象者や必要な予算は(1)、(2)に記載のとおり、新旧対照表は5ページ、6ページとなっております。施行は令和7年4月1日からの予定です。

なお、本手当は4か月ごとに年3回支払われておりますが、令和7年4月の支給は、令和6年12月から令和7年3月までの4か月分となるため、改正前の額で支払われることになります。改正後の額となりますのは、令和7年7月からの支給と

なります。

御審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○白石正輝委員長 何か質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

各会派の御意見をお願いいたします。

○しづや竜一委員 可決でお願いいたします。

○吉田こうじ委員 私どもの会派からも様々な機会を捉えまして、ずっと要望してきたことでございます。可決でお願いいたします。

○はたの昭彦委員 我が党も、この23区で一番低かった福祉手当の増額というのは、ずっと求め続けてきたものですので、今回、最下位脱出ということで賛成したいと思います。

○おぐら修平委員 可決でお願いします。

○白石正輝委員長 それでは、本議案につきまして、採決をいたします。

本議案は、可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 御異議なしと認め、さよう決定させていただきます。

次に、第21号議案 債権の放棄についてを単独議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○足立福祉事務所長 それでは、福祉部議案説明資料の7ページを御覧いただきたいと思います。

件名は債権の放棄について、生活保護費の返還金債権でございます。

所管部課名は記載のとおりです。

内容のところですが、足立区が所有する次の債権を放棄したいと考えております。

1番、内容でございます。債権の種類につきましては、生活保護法第63条に基づく返還金でございます。返還決定額は284万5,090円です。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

(2) の債務者でございますが、足立区関原在住の債務者A、B 2人世帯のところでございます。放棄する債権額につきましては、213万5,090円でございます。返還決定額との差に71万でございますが、こちらの納付済みの額でございます。

続きまして、2番の経過でございます。8ページを御覧いただきたいと思います。

項番4のところでございます。債権発生理由と対策でございます。平成23年8月の課税状況点検におきまして、年金収入が収入認定額より多いことから調査した結果、年金担保貸付金2口全ての返済が終了しておりました。年金支給額が増額されていたにもかかわらず、収入申告額が増額されていなかったことにより、保護費の返還債権が発生したところでございます。しかしながら、貸付けの返済期日や年金の変更額を区として把握しておれば、未然に防げた案件でもございました。こちらの方は大変申し訳ございません。今は、現在はシステムの方で、年金額の変更時期等を管理しまして、返還金を発生させない取組を行っているところでございます。

9ページ、9の放棄の事由の(2)のところでございますけれども、債務者は借地に祖父名義の家屋を所有しておりましたけれども、室内は餌やりをしていた野良猫十数匹のふん尿であふれ、地代も未払のため、借地権はない状態で残置物撤去にも費用が掛かります。また3番のところですが、解体費用も掛かることから、返済に充てる財産はないという状況でございます。

7ページにお戻りいただきまして、項番3の債権放棄の理由ですけれども、債務者、A、Bお二人ともお亡くなりになられまして、相続人の方も相続放棄申述書が家庭裁判所に受理され、回収の見込みがないということで、足立区債権等処理判定委員会の方に付議しまして、債権放棄の議決を得ましたので、自治法に基づきまして債権の放棄

をするものでございます。

4番、今後の方針です。

生活保護費返還金につきましては、引き続き適切な回収業務に努めてまいります。

以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○白石正輝委員長 何か質疑ありますか。

○いいくら昭二委員 私から二、三、質問させていただきます。

まず1点目なんですけれども、今先ほど★★部長の方からお話があって、8ページなんですけれども、債権発生理由と対策ということで、今は専門職員が調査を行い、システムで年金額の変更時期管理しということ執り行っているわけだから、問題がありませんというお話だったと思うんですけれども、このシステムができたのはいつ頃からできたんですか。

○中部第一福祉課長 このシステム自体は、本当に最近といいますか、ピピットリンク等で調査するような形になったので、今年度4月ぐらいからだったかなと思います。

○いいくら昭二委員 今年度というと、去年の4月からということよろしいですか。

○中部第一福祉課長 はい。そのとおりです。

○いいくら昭二委員 そうしますと、これはもうシステムが完璧になったから問題ないというのは、これ問題ないというのは、まだ1年間しかたっていないという話で、そうすると、これも平成23年という話で、十何年間このような部分が、もしかすると山積みはこのグレーゾーンになっているものがある部分で、何を言いたいかというと、今後もこのような第2、第3の債権放棄がこのような事由で行われるんじゃないのかなということ、ちょっと質問させていただきたいと思うんですけれども。

○中部第一福祉課長 システムのことで、つい直近のように私お話ししましたけれども、これにつき

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ましてはもう課税調査、もともとこの平成20年の時代は、本人の申告からによって年金が増えたという額を申告いただいて収入認定していたんですけれども、それをもう区の方で独自に把握できるような仕組みができれば、こういったことは起きないということなんです。また年金事務所の方も、改定されたときに御本人に通知するのと同時に、特に年金担保貸付けについては、今もうできないようになっていきますけれども、年金担保貸付けについては、通知が区の方にも届くようになっておりますので、その通知がいつまで返しきれ、返しきれたときからは年金が上がるにもかかわらず今回上げないで、そのまま返還金になってしまったんですけれども、そういったことのないように査察指導員、係長含めて徹底するように指導しておるところでございます。

○いいくら昭二委員 お伺いしたいのは、このシステムの変更ではなくて、今後このような債権放棄という、今言われたような妨げた案件であるということが、こういうふうに明記されているものですので、そうすると、同じようなシステムであるならば、今後もこのような形が起こってくるのではないのかなということをちょっと危惧してあるんですけれども。今回のケースは分かるんですけれども、室長の方でこのような案件というのはほかにまだあるんでしょうか。

○中部第一福祉課長 似たようなケースで返還金に判明することというのはございます。ただ、返還していただいて、放棄にならないように、あるかないかと言われると、あることはあります。ただ、そういったことは早めにちゃんと察知するようにしているところが現状でございます。

○いいくら昭二委員 ちなみに、今あるということで、やはり件数と分かる範囲内で教えていただきたいんですけれども。件数と金額はどのぐらい形で、分からなかったらまた後で教えていただきたい。どうなんですか。

○足立福祉事務所長 件数と金額については、ただいま持ち合わせはございませんけれども、課税点検によりまして、発生する返済につきましては、こちらの方はやはりどうしても毎年のように発生しているものでございます。どうしても申告されない部分というものもございますので、そのあたりは課税点検で判明するということになります。

○いいくら昭二委員 いろいろな事情があるんですけれども、私が聞いているのは、この債権発生理由の中に、未然に防げた案件なんだけれども、今後はという部分のこのケースに関しては、どうなのかという今ちょっと話しさせていただいているものですので、しっかりと、いずれにしても大切な税金になるものですから、システムが完璧でも、それは今話を詳しく聞くと、去年4月からなんですけれども、その前はもしかしたら人の手間でやっていることが多いのかななんていう部分なんですけれども。ちなみに8番に納付の履歴とあるんですけれども、1年間で変動額が3万円とか6万円ということであれなんですけれども、これどのように回収している、来ていただいて回収されているのか。それとも振込されたのか、その点についてお伺いします。

○中部第一福祉課長 納付書をお送りさせていただきました。納付をしていただいているのが現状でございます。

○いいくら昭二委員 そうしますと、納付書を送られているにもかかわらず、納付書の金額ではなくて、御本人からすると、今ある金額を納められたということでよろしいんですか。

○中部第一福祉課長 納付書につきましては、分割で毎月1万円ずつであるとか、そういうお約束をして、1万円の納付書をお送りさせていただいて、それぞれ御都合の合ったときにお納めいただいているのが現状でございます。

○いいくら昭二委員 期限がなさそうなんですけれども、これはちょっとあれなんですけれども、5

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

番の催促書の送付というのを令和5年からスタートしているみたいなんですけれども、平成23年からいわゆる滞っているのかなあなんて思うんですけれども、催促書、督促状も踏まえた上で、平成の年度におきましては、区としてはどのような形でこの方と接触して、お支払の方を行っていたんでしょうか。

○中部第一福祉課長 納付書を送る前につきましては、担当者及びケースワーカー等が御本人のところに連絡をして、そこで納付の督促、催促をさせていただいて、御本人に納めていただいていたのが現状だったと思います。

○いいくら昭二委員 ただ、議案の審議の中において、催促書の送付出て、これでぱっと見た場合に、何もやっていないのかなという気もしないでもないと思うんですけれども、この辺のところというのは、やはり放棄するんであるならば、そういうこともしっかりと明記していただかないと、令和元年からスタートしてどうしたのかなあなんて私感じたんですけれども、やはり現場はお忙しいのよく分かるんですけれども、これやはり議案として説明していただけるんであるならば、そこら辺のところもやはりこちらにも分かるような形で説明をお願いしたいと思うんで、どうですか。

○足立福祉事務所長 大変申し訳ございません。しっかりと行ってきた履歴については、記載するというので、次回注意いたします。申し訳ございません。

○いいくら昭二委員 忙しいのよく分かりますんであれなんですけれども、やはりしっかりそこのところも皆さんが御苦労されていることもしっかり書いていただいた方が、よりスムーズだなあなんて私は感じましたので、要望しておきます。

今後の方針なんですけれども、2行目の生活保護受給中の場合は、定期的に催促を実施し、納付に結び付けるということなんですけれども、生活保護を受給されている方というのは、一定の金額

の中で生活しているわけで、そんなに余力があるとは思えないんですけれども、これ定期的に催促を実施して、この方もそうだったんですけれども、大変厳しい形になってくると思うんですけれども、その点というのはどのような形で、1か月どのぐらい、今だったら大体平均どのぐらいでお支払されるのか。でないと金額的にもちょっとよく分からないと思うんで、その点は現場の管轄はどうなんですか。

○中部第一福祉課長 保護世帯数にもよるんですけれども、単身の場合はおおよそ5,000円、複数、2名以上の場合は1万円と、生活が苦しくない範囲の中で、話し合いの下で決めさせていただいているのが現状です。

○いいくら昭二委員 もう一度確認なんですけれども、福祉は法的に基づいた支給額という部分において、1万円とかとなってくるとこれまた大変なのかなあという部分思うんですけれども、その方の正に受けているんだけど、生活困窮してしまうということというのはないのかなということと、今現状把握している中において、やはりこのような福祉を受けている中において、このように支払されている方が今どのぐらい多いのか、比率でいうとその点についても、この2点お伺いします。

○中部第一福祉課長 返還金を今納めていただいている数につきましては、まだ今手元にございませんけれども、こういう形で納めていただいている方はかなりの数いらっしゃいます。

○足立福祉事務所長 いいくら委員おっしゃるとおり、生活保護費の中で生活されている方、非常に厳しい状況かと思います。よって、先ほど答弁申し上げたとおり、御本人がどれぐらい払えるのか、そういったことをしっかり相談しまして、無理のない範囲で返済の方をしていただいている状況、従いまして、一応限度としては5,000円ぐらいを考えておりますけれども、3,000円の方

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ですとか、そういった方もいらっしゃると思います。

○いいくら昭二委員 やはりそういう方もしっかりと、一生懸命頑張った生活している中で、特に今物価が高騰しているという中においては、なかなか大変なのかななんて思っておりますので、寄り添った形で対応というの、これからもよろしく願い申し上げます。私から以上です。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○おぐら修平委員 私ども、まずこの間のこの10番の債務世帯の経過と区の主な対応ということでたどっていきますと、平成21年から23年までの間、結局この年金担保貸付金の返済が終了してから、それが課税状況点検において分かったのは2年後ということは、この課税状況点検というのは課税ですから、リアルタイムに分からないんですよね。私、これ前回の先日の本会議代表質問の中でも、過去にも何度か提案させていただきましたが、今、幾つかこの自治体でも、御本人の了承を得て、この通帳にひもづけて収入が全部福祉事務所もリアルタイムで把握できるシステムあるんです。そういったのを導入したらこういった問題はもう絶対に起きないわけです。それこそ現金なのか本人に隠し口座でもない限り、それがあれば、試算でもほぼ9割こういう年金及びまたこの収入認定漏れというのは防げるという試算もありまして、私はこういうシステムを導入すれば、もうこういう問題もほぼ解決するというふうに認識していて、何度も強く提案をさせていただいています。区の方でも、今あるこのシステムをいろいろ改修してそれに近い形で、いろいろ御本人の同意なくとも、ほかの資産調査できるようになった仕組みになっていますというふうな説明をいただいているんですが、ただ、やっぱりこう全部リアルタイムにその収入把握できないんですよね。そこなんです。それさえできれば、私はこの問題も一気に解決する。あと個別の今あるものを処理していけば、もうほぼ限りなく、一気にもう9割減

できるんじゃないかというふうに私は思っているんですが、そういったこの仕組みに何とかならないものかなと、リアルタイムにこのひもづけて把握できる仕組み、何でもそうですけれども、働いたときの収入なり、年金の収入なり、何かの手当なり、そういったこの仕組みについてはいかがでしょうか。

○足立福祉事務所長 本会議においても、おぐら委員の方からの質問ございましたとおり、今、足立福祉事務所の方では、先ほど申し上げたピピットリンク、申請のときに口座を提示していただきますけれども、それ以外の口座の情報の入金の情報はこちらで得ることができるシステムになっておりまして、ただ、おぐら委員おっしゃるとおり、随時的確に、定期的にどれぐらいできるか、把握できるかというところが、確かに問題があるかなと思います。いかにそれを回数を増やすかというところなんです。おぐら委員御提案のシステムについては、その都度入金があれば分かるということなので、またその支出も分かるというふうにお聞きしましたので、一度そのシステムについては、視察させていただきたいというふうに思います。

○おぐら修平委員 是非、今後こういったこの債権放棄、まだまだ今もう既に累積で約20億、毎年5億近くが発生しているわけで、ここからやっば未然に防いでいく、そのための手だてということと一緒にこのいろいろな先進事例、調査研究しながら進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。これは要望で結構です。お願いします。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○はたの昭彦委員 ちょっと何点か。

この報告を見て、経過を見ると、令和5年の12月25日に死亡で廃止になったということを見ると、それ見て納付履歴を見ると、令和5年までこの方は返済をしていたということですので、やは

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

りまじめにとっても変ですけども、返済を頑張ろうということで、最後まで取り組んでいただけたのかなというふうに思うんですね。それで、この経過の方を見ると、63条に基づく返還決定というに決定をされているわけですけども、これは、やはり収入の変更に正しく把握するシステムが区側になかったということで、63条になっているということによろしいでしょうか。

○中部第一福祉課長 この年金の方の手続については、区の方でも把握★★部分でもありましたし、決してこの人、悪気があって申告していなかったということではないということの解釈の下で63条返還になっております。

○はたの昭彦委員 今後、返還金請求等については、システムの標準化の流れの中で、一律機械的なやはり返還請求されるんじゃないかという危惧があるんですけども、ただ今後の方針の中に、徴収停止や債権放棄等を明確に実行していくというふうにあるんですけども、具体的にはこういう方に対しての徴収停止や債権放棄の扱いというか、その仕組みというのはどのようになっていくんでしょうか。そのシステム標準化の中でね。

○足立福祉事務所長 システムが標準化されたとしても、この返還金についての取扱い、対応については、特に大きな変化はないというふうに考えております。

○はたの昭彦委員 その債務者の経済的な状況を見て、一件、一件判断していくということによろしいですね。

○足立福祉事務所長 はたの委員おっしゃるとおりでございます。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派からの御意見をお願いいたします。

○しぶや竜一委員 今、他の委員からも様々ございましたけれども、やはりこの対策のところで管理

できていれば、収入額の変更に正しく把握して債権の発生を未然に防げた案件であると記載がされているとおり、未然に防げた案件であるならば、やっぱりシステムエラー、ヒューマンエラーが大変多い中で、事前にも足立福祉事務所長とお話もさせていただいて、大変なのは本当に非常に理解しております。ただ、やっぱりこういったケースまだまだ続く可能性が大きいという中で、慎重にしっかりと対応していただきたいと今後、思います。そこを強く要望して可決いたします。

○吉田こうじ委員 今、いくら委員をはじめ、ほかの委員からもいろいろお話あったんですけども、やはり返還金を発生させないというのが一番の肝だと私も思います。それで、こちらの対策の方で、この年金に絡む、今こういう貸付けがないということでしたけれども、やはり生活保護の金額が変わっていくタイミングというのは、すごく大事で、先ほど他の委員からもありましたけれども、御本人の申告その他というよりも、そのほかの仕組みで、やはりその辺はつかみ取っていくというのがすごく大事で、私もいろいろ御相談受けていく中では、もらって返してほしいというふうに福祉事務所から言われて困っているという御相談は結構多いんです。ですから、やはり返すということがないような形の仕組みを、そこを追求して仕組みを考えていっていただきたいなあというのを強く思います。

それで、今こちらの経緯を見ても、地代も未払ということは、多分土地の所有者の方も大変な思いをされたんじゃないかなというふうにも想像されるんですけども、ただこの200万という超える280万という大きいお金、区のお金でもいいんですけども、やはりこれは区民のお金でもございまして、その代表としての私たちとしては、なかなか簡単に可決と心の底から叫べない思いはございますけれども、その経緯を一所懸命頑張っていた経緯の中で致し方ないのかなというふうに

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

も思いますので、可決でお願いいたします。

○はたの昭彦委員 債務者が死亡していること、そして唯一の相続人が相続放棄をしているということから、回収の見込みがないということでの債権放棄については、やむを得ないというふうに思います。

今後についても、やっぱり一人一人に寄り添って、こういったことが事案が発生しないような形で対応していただきたいということを求めて賛成です。

○おぐら修平委員 賛成です。

あと1点、先ほどちょっと質疑の中で漏れたんですけども、この報告の経過の中で、平成21年8月14日の中に、2件目の年金担保貸付金が返済が終了するも未申告だったため、返済額を控除した金額での収入認定を継続ということですが、これ、そもそも担当ワーカーの方が、いつじゃこれ返済終了するのかと確認していれば、その上司の方も、この人これ返済はいつまで続くのと確認して、それで御本人にもちゃんとやっていけば、別にこういうこと起きなかったんですね。これヒューマンエラーなんです。そこ、もちろん私そういうのを起こさないこのシステムの仕組みということを強くずっと言っている一方で、やっぱりそういう業務の一つ一つの細かいところをちゃんとやっぱりチェックしていく、またその想像力を働かすこの仕組み、そこをしっかりと、またこの現場の中で、現場のこの業務の多さ、多忙かというのは私も百も承知で大変なんですけど、とはいっても、こういうミスが起きないように。

また、先ほど吉田委員もおっしゃいました、私もこの福祉事務所からお金返してほしいという相談何件も受けています。確認すると言った言わないが続くんです。これどっちがどうなの。本当にちゃんとそれ説明したの、紙で残したの、メールで送ったの。そんなやり取り、いろいろなところで何回も何回もやっているんですが、そういった

そのやり取りについても言った言わないじゃなくて、何かちゃんとこのメモ、紙、メールで記録に残るものとして相手に伝えるようにする、そういったこの業務の見直しについても是非進めていただきたいと思います。

私もこの相談を受けたときに、必ずやっぱりこのなかなか生活保護の制度は複雑なので、なかなか相手方に理解されない、誤解されてしまうということがあります。なので、私はこのできるだけ専門用語をかみ砕いて直して、なおかつちゃんと文字で、その方LINEだったり、ショートメールだったり、メールだったり、必ず電話と両方やり取りします。すごい手間掛かります、労力掛かります。大変です。ただやっぱりこういう間違いが起きないように、私自身でもそういう相談者の方のやり取りもやっているんですが、そういった業務の在り方、見直し、そこを再度、私はシステムの改善を求めています、一方でやっぱりこういうヒューマンエラーが起きない仕組みづくりというのを是非よろしく願いをいたします。この件については、これはもうどうすることもできないので可決でお願いをいたします。

○白石正輝委員長 これより採決をいたします。

本議案は、可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 御異議ないようですので、さよう決定させていただきます。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 次に、請願・陳情の審査に入ります。

以下、審査に直接関係のない執行機関の退室を認めます。

〔執行機関一部退席〕

○白石正輝委員長 それでは、初めに5受理番号8

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

を単独議題といたします。前回は継続審査でありました。

また、報告事項の6番 介護・障がい福祉サービス等事業所職員家賃支援事業の実施についてが本件と関連しておりますので、併せて説明をお願いいたします。

○高齢者施策推進室長 福祉部の報告資料14ページを御覧ください。

介護・障がい福祉サービス等事業所職員家賃支援事業の実施案についてです。

所管部課名は記載のとおりです。

介護事業者、また障がい福祉サービス等の事業者の方々から御意見を伺った際に、現場を担う若手職員が不足しており、事業継続が困難、職員確保策も必要だが、より定着策が重要との御意見があり、令和7年4月1日から実施予定であります人材の確保定着を目的としました区独自の事業につきまして報告をいたします。

事業の概要につきましては、項番4に記載のとおりですが、新たに介護、障がい福祉サービス等の事業者には雇用された満34歳以下の常勤職員を対象としております。この職員の方が、御本人が契約した賃貸住宅に居住している、その家賃、管理費の合計額の2分の1、上限月額3万円を助成するという事業になります。対象見込みですが、介護の方で75名、障がいの方で25名、合わせて100名を想定しております。

また、この事業の実施に伴いまして、区独自で実施しておりました介護保険地域密着型事業に對します宿舍借り上げの支援事業につきましては、実績が少ないことから、令和6年度をもって新規募集を終了したいと考えております。令和7年度当初予算案が可決され次第、速やかに事業所へ周知を実施いたします。

また、こちら足立区独自の事業となりますので、区外からも人材を呼び込むために、福祉系の大学ですとかハローワーク等を通じて、積極的にPR

をしていく予定でおります。

説明は以上になります。

○白石正輝委員長 ありがとうございます。

何か質疑ございますか。

○はたの昭彦委員 ちょっと何点か確認させてください。

今、居住要件としてということで、職員本人が契約した賃貸住宅に★★ということあるんですけども、この3万円の助成金というのは、職員個人の口座か何かに振り込まれるという理解でよろしいのでしょうか。

○介護保険課長 こちら申請につきましては、事業所を通じて申請をしていただきまして、支給の方も事業所を通じての支給というふうに考えております。

○はたの昭彦委員 そうすると、確実にその3万円が事業所から個人に渡るようにしていただけないかと思うんですけども、大丈夫ですね。

○介護保険課長 そのあたりはきちんと、その支給の実績についても区の方で審査、確認の方をするように、今スキームの方は組んでおります。

○はたの昭彦委員 それで、対象見込み数が100名ということなんですが、ただし、この令和7年のみ令和6年4月1日以降に雇用された職員というふうになっているわけですから、既に令和6年の4月以降に雇用された職員で、賃貸住宅に住んでいて対象になる方というのはいるはずなんですけれども、それについてはどの程度見込んでいるのでしょうか。

○介護保険課長 こちら初年度につきましては、この2年間分の方を見て、一応75名と25名という形で考えています。先行している自治体の方を確認したところ、やはり初年度は少し2年目に比べて申請数少なかった、多分制度の周知のところになるかと思うんですけども、1年目より2年目、2年目より3年目の方が単年度としても申

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

請者数多いということですので、一応このような数を設定させていただいております。

○はたの昭彦委員 万が一超えた場合というのは、補正等で増やすというようなことでよろしいでしょうか。

○介護保険課長 こちらにつきましては、補正予算でそれは議会の方に諮ってからになりますけれども、人数をそこで制限するというようなことではなく、幅広く支給したいと考えております。

○はたの昭彦委員 予算特別委員会のときにもちょっとお聞きしたんですけども、34歳以下ということであると、22歳で5年間勤めると27歳で、そこで転職、事業所替わって足立区内ということであると、また受けちゃうんじゃないかということでの心配があるんです。その対応についてはどういうふうにしていくんでしょうか。

○介護保険課長 そちらにつきましても、申請のときに基本的に支給者については、こちらで把握をさせていただいておりますので、その方が例えば6年目とか7年目とかという形で違う事業所から申請が来ても、こちらでその方については対象外というふうに判断させていただきたいと思っております。

○はたの昭彦委員 そこまで心配することはないかなと思うんですけども、例えば4年半で結婚をされて、氏が変わったということであると、次の事業所行くと名前が違うわけですね。それについてもしっかりと追うというようなことでよろしいでしょうか。

○介護保険課長 こちらとしましては、まずそもそも制度の説明のところで、そのあたり事業所にはきちんと周知をさせていただきたいと思っておりますし、ちょっとそのあたり細かい部分にはなるんですけども、きちんと追っていくような形を取りたいと思っております。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○おぐら修平委員 今回この家賃補助制度というこ

とで、本当にこの介護人材の定着に向けて、また働く皆さんにとっても家賃負担が減るということで非常にありがたい制度だなと思った一方で、この34歳とこの年齢制限を区切ってしまったその背景は、もうちょっと年齢、それこそ極端な話誰でも年齢関係なくできないものかなというふうに思ったんですが、その点について34歳以下と区切ったのはどういう背景からでしょうか。

○介護保険課長 こちら事業所からこういった支援かというような形で御意見を聞く中で、やはり若手職員が不足しているというところが非常に大きいと、介護業界の高齢化というところに対する対策というようになところを望まれているような意見が多かったので、こちらで若手というところで★ ★というの、そこは区の方で設定させていただいております。

○福祉部長 若干補足しますが、34から受けて、そこから5年間なので、大体30代までは受けられるという制度設計になっております。

○おぐら修平委員 一方で、極端な話、35歳で勤めました。それではこの給付もらえないんですよね。何か釈然としないとか、当事者からすると、やっぱ何か悶々とするとか、どうなんでしょう。ここはやりながらちょっと現場の声を聞きながら、柔軟にまたこの必要が応じた場合は、速やかに対象年齢広げるとかということを視野に入れながら、これも要望で結構です。そこを是非よろしくをお願いします。

あと対象が、この足立区には介護事業所が1,000事業所、障がいの事業所が約400事業所あるということなんです、この対象が、見込み数が100名、介護75名、障がい25名ということで、事業所数に対して非常に何か対象が少ないという印象を持ったんですが、この見込み数がこういう試算になったのはどういうこの数字からの根拠なのか、お願いできますでしょうか。

○介護保険課長 こちら推計値ですけども、介護、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

障がい、それぞれ足立区内で働いている従業員の数というものを区の方で推計させていただきました、そちらが介護は約9,000人で、障がい約3,200人というような形の推計値がございました。そこから20歳から34歳というような形の年齢層、こちらも推計の方で計算させていただきました、そこに先行自治体の申請率のような、いろいろちょっと幾つかの係数を掛けて、このような人数の方を出させていただいております。

○おぐら修平委員 これ仮に、100名超えた場合、もう予算ありませんからやりませんなんてことはさすがにないですね。

○介護保険課長 先ほどもお答えしましたけれども、当然こちらの事業、実際の金額が、実績が伸びるということは、それだけ足立区内に介護の従事者が増えるということになっておりますので、そこについては、また議会の方にお諮りさせていただいて、補正予算の方、考えていきたいと思っております。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○吉田こうじ委員 1点だけ、確保という部分でも、定着という部分でも、すごくいい施策だなというふうにも思います。ただ、今本当にどこの業界もそうなんですけれども、特に介護業界の人材不足、若手の人材不足というのは、私たちもよく聞いているところではあるんですけれども、これ通常ですと、新しい施策に関しての、こういった事業に関しての検証というのは、年度末にならないと行われない部分はあるんですけれども、是非これ要望として、途中でこれを検証できるような形を取っていただきながら、団体の方々ともよくよくご相談いただいて、改良が必要であればすぐ改良するとか、また広げる必要があるんだったらすぐ広げるとか、その辺はしなやかに柔軟に対応していただければなあというふうにも思うんですが。例えば半年で1回皆さんからの御意見を伺ってみるとか、そのぐらいの機動的な進め方も必要なんじ

やないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○介護保険課長 吉田委員おっしゃるとおり、やはり本来の目的としましては、介護業界にいかにして人を呼び寄せるかということになっておりますので、そこについては小まめに事業者の意見、こういった部分で改善が必要かということも、いろいろと聞きながら、制度の方は改良、検討していきたいと思えます。

○吉田こうじ委員 あと、こちらは支援事業なんですけれども、例えば住宅ローンを抱えた若い御夫婦とかもいらっしゃると思うんですね。ただ区のお金を、その方の資産にするという方向性が無理であれば、何か違う形で、そういう方たちにも、例えば支援していけるような方向性も是非考えていただきながら、広く若い人たちがどういう生活、ライフスタイルにあるような形でも、どんな若い人たちでも、皆さん介護業界に魅力を持っていたけるような、他区から、他県からみんな足立区に押し寄せてくるような、是非そういう仕組みにしていきたいと思いますと思いますけれども、いかがでしょうか。

○福祉部長 かねてから言われておりますとおり、介護、障がいの分野には非常に人材が集まりにくいという現状、我々も認識しているところです。そこで区内の事業者の方たちと意見交換しましたところ、やはりこういった課題を解決してほしいということありました。様々御意見いただきましたが、これで終わりではなくて、これをきっかけとして、次々策を考えていきたいと思えます。

すこやかプラザあだちができて今度医療と介護の連携の仕組みができて、そこで研修も行います。ですので確保していく。そして育てる、そのことをアピールしていく、そのことによって、もっともっと足立区にこういった介護、障がいの人材が入ってくるような、そういったいい循環をつくっていきなというふう考えております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○白石正輝委員長 他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは、次に各会派の御意見をお願いいたします。

○しづや竜一委員 今、他の委員の方々からもありましたけれども、本当、様々なこの制度におきましては、いろいろまたちょっと見直しというか、今後やってみなきゃ分からない部分があるので、引き続きやっていただきたいなと福祉部長の方からもいろいろ考えてくださっているということで、大変うれしく思いましたし、またこういった介護の定着というところについて、区が踏み切ってくださったことにおいては、やはり企業努力とかいう中でもおいても、やっぱり区がサポートしてくれる体制を整えてくださったことは、私は本当に非常に感謝いたします。

そういった点も含めてこの一步踏み出したときに、先ほど福祉部長がおっしゃられたようにこれで終わりではなくて、やっぱり引き続き、すこやかプラザ、また福祉まるごととかと連携して、何かできるかということをもた一緒に考えていきたいと思っておりますので、継続をお願いいたします。

○吉田こうじ委員 今、いろいろ意見も言わせていただいたんですが、今回のこの陳情に関しましては、今年度は、処遇改善でいろいろな加算も加えていただいたりとか、また新年度では、そういう確保、定着策ということで、この陳情に沿ったような形で、今かじを切っていただいているというところでは、非常に評価するところではございますけれども、引き続き、今後もやはり見守っていく必要もありますし、議論する必要もございまして、継続をお願いいたします。

○はたの昭彦委員 介護従事者の処遇を改善して、更に福祉、そういった介護分野で働く人を増やしていくと。定着させていくということは、本当に大事で進めていくべき施策だと思いますし、高過

ぎる介護保険料を減らして、少しでも負担を減らしていくというのも大事なことで、やはり陳情を採択して、区と議会が一体になって取り組むべきだと思いますので、採択をお願いします。

○おぐら修平委員 継続をお願いします。

○白石正輝委員長 これより採決をいたします。

本陳情は、引き続き継続審査の申出することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定をいたしました。

次に、5受理番号9 カメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査を未就学児全児童に行い、弱視の周知啓発を行うよう求める請願を単独議題といたします。

前回は継続審査でございました。

執行機関、何か変化はございますか。

○保健予防課長 特に変化はございません。

○白石正輝委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

各会派の御意見をお願いいたします。

○しづや竜一委員 継続をお願いします。

○吉田こうじ委員 継続をお願いします。

○はたの昭彦委員 採択をお願いします。

○おぐら修平委員 継続をお願いします。

○白石正輝委員長 これより採決をいたします。

本請願は、引き続き継続審査の申出することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定をいたしました。

次に受理番号20 「特定石綿被害者建設業務労働者等に対する給付金の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書の提出を求める陳情を単独議題といたします。

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

執行機関は何か変化はございますか。

○衛生管理課長 特に変化はございません。

○白石正輝委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

各会派の御意見をお願いいたします。

○しぶや竜一委員 継続をお願いいたします。

○吉田こうじ委員 継続をお願いいたします。

○はたの昭彦委員 建設アスベスト被害の早期解決を求める★★意見書は採択すべきだと思いますので、採択を求めたいと思います。

○おぐら修平委員 採択をお願いします。

○白石正輝委員長 それでは、これより採決をいたします。

本件は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○白石正輝委員長 挙手同数でございます。よって委員会条例第15号の規定により、私が採決をいたします。

本件は、継続審査の申出をすることに決定をいたします。

次に、5受理番号49 別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情を単独議題といたします。

執行機関、何か変化ありましたか。

○親子支援課長 この間の変化について2点お伝えいたします。

まず一つ目が、法改正施行に向けた国の関係府省庁による連絡会の2回目の会議が開催されました。1月21日のことです。議事録等がなく、議事の次第のみの公表ですが、内容としましては、以前委員の皆様にお配りしました周知広報用のパンフレットの意見交換であるとか、Q&A形式の解説資料についての意見交換が行われたようであります。

二つ目ですが、これも前回御報告いたしました、今後、導入される法定養育費の額等を決定する検討会の第2回目が開催されました。1月31日です。同時に1回目の会議の議事概要も公表されました。その中で、議事の中では、今後、当事者のヒアリングをすべきという意見があり、2回目の会議、これは資料のみ公表されておりますが、離婚を経験した子どもの立場などヒアリングをした結果が公表されております。

以上です。

○白石正輝委員長 ありがとうございます。

何か質疑ございますか。

○はたの昭彦委員 今連絡会議がされているということで、ただこの法が施行されるのは、法が制定された2年以内ということで、令和8年の5月までということなんですけれども、それまでに連絡会議をやって結論を出して、そこまでは施行していくということですよ。そうですね。

○親子支援課長 はたの委員おっしゃるとおりと理解しております。

○白石正輝委員長 ほかに質疑ございますか。

○しぶや竜一委員 聞き逃してしまったんですけれども、先ほど親子支援課長の方から、離婚後の子どもたちの意見というところを何か公表していくみたいな話していたと思うんですけれども、どこでこれは公表というか、自分らも拝見できるのか。

○親子支援課長 養育費の額等を検討する会議の中で、子どもを含めた当事者がヒアリングをして、今後、検討していくべきだという意見があって、国の方でヒアリングをしたようであります。実際、箇条書きで子どもの意見なんか幾つかあるので、複数の意見を聞いていると思うんですが、その資料のみが公表されていますので、やり方等は不明であります。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の御意見をお願いいたします。

○しぶや竜一委員 継続をお願いいたします。

○吉田こうじ委員 継続をお願いいたします。

○はたの昭彦委員 国の動向を見ながら議論を進めたいと思いますので、これについては継続でお願いします。

○おぐら修平委員 継続をお願いします。

○白石正輝委員長 これより採決をいたします。

本陳情は、引き続き継続審査の申出をすること
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

次に、5受理番号52 原因不明の死亡者激増の調査の一環として、2021年4月以降の足立区民の死亡者の新型コロナワクチン接種歴と死亡日を照合したデータ公開とともに、区としての原因調査を求める陳情を単独議題といたします。

執行機関、何か変化はございましたか。

○保健予防課長 特に変化はございません。

○白石正輝委員長 何か質疑ございますか。

○加地まさなお委員 毎回聞かせていただいているんですが、まずは今現在の健康被害救済制度の進達状況を教えていただきたいと思います。

○保健予防課長 全部で進達している件数が52件でございます。そのうち認定になった方が28人、否認された方が17人、決定前の方が6人、返戻になった方が1人の明細でございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。

ホームページの方でも確認できたので、合っていました。そのうちの認定になった方の中で、死亡されている方が分かれば教えてください。

○保健予防課長 亡くなった方で認定されている方お二人だけでございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。

前回と多分一緒だったと思うんですが、認定さ

れた死亡された方の、区の方で、例えば年代とか、ワクチンの種類とか、接種回数とかというのは把握されていますでしょうか。

○保健予防課長 2人とも女性でございまして、1人は90代の方、1人は70代の方でございます。ワクチンの種類はそこまでは分からないですけれども、脳血管障がいとか心筋梗塞が理由でございます。

○加地まさなお委員 回数はどうでしょうか。

○保健予防課長 接種の回数は、90代の方は接種4回、70代の方は1回でございました。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。

これ今聞いても、今のこの今回の陳情につながってくる少しの情報かなというふうには思っているんですが、ちょっと話替わりまして、10月から始まった定期接種と任意接種なんですけれども、今現在の接種率というか、状況をお聞かせください。

○保健予防課長 接種が終わりましてから足立区のシステムに反映するまで時間が掛かるものですかから、10月と11月の速報値でお答えさせていただきます。接種率は28%でございました。

○加地まさなお委員 今、接種率が28%、今回大々的に、任意接種も含めて全額補助というふうになっていると思うんですが、全額じゃなかったでしたっけ。ですよね。

○衛生部長 65歳以上の方は、原則無料となっておりますが、65歳以下の方も受けられますけれども、そういった方は1万5,000円とか6,000円を御自身で払っていただいております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。

接種率を向上するために、区独自の任意接種を行っていると思うんですが、区の方で接種率が30%、まだ途中なので確実には分からないと思うんですが、現時点で接種率が上がっていない原因というのは、どう捉えているのか、お聞かせください。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○保健予防課長 これ定期的に医師会とも調整しているんですけども、あまりコロナの患者が発生していないのが原因じゃないかなというふうに思っております。で、接種率が上がっていないのかなというふうに思っていますけれども。

○加地まさなお委員 あまりコロナがはやっていないことが原因だというふうに区の方では捉えていると、分かりました。

前回もホームページ等で、今回5種類のワクチンが出てきている、新しいワクチンが出てきていると思うんですが、接種されている方、各何のワクチンを医療機関で接種されているかという情報は区の方では、情報収集というかされていますでしょうか。

○保健予防課長 戻ってくる予診表そのものには、ワクチンの種類が書いてございます。ただ、その集計はまだ行っておりません。

○加地まさなお委員 行っていない……。

○保健予防課長 紙の情報で来ますので、その集計のところまでは行っていません。

○加地まさなお委員 紙のデータは予診表ということですね。それは一定期間は、基本的には長期保存されるということで認識は合っていますでしょうか。

○保健予防課長 紙の情報は、一定期間が過ぎると廃棄しますけれども、電子データは長期で保存してございます。

○加地まさなお委員 予診票ですよね。予診票ではない。

○保健予防課長 予診票そのものはまだ紙の情報です。で、一定期間が過ぎると廃棄してございます。

○加地まさなお委員 分かりました。

前回もお話しさせていただいたと思うんですが、今後、健康被害が出た場合に、予診票がどうしても必要になってしまうことがあるというのはお伝えしたと思うんですが、例えば長期間で、国の方は、ほぼ永久的に受け付けるようというふ

うに言っているんですが、それに対して予診票がなくなってしまった場合は、区の方では電子データの方で対応するよということで合っていますでしょうか。

○保健予防課長 そのとおりでございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。

これなぜこう聞かせていただいているかという、今回の健康被害救済制度と前回もお伝えした副反応疑い報告というのが、二つあるということをもまず皆さんに御説明させていただいたと思うんですが、任意接種の場合は副反応疑い報告というふうになります。これ医師が自ら報告するというシステムになっているんですが、これ足立区の方で、副反応疑い報告、どれぐらい上がってきているかというのは確認されていますでしょうか。

○保健予防課長 こちらは副反応ということで、健康被害としての申請はございますけれども、今おっしゃっているのは恐らく厚生労働省に直接されているものだと思いますので、その数はこちらで把握してございません。

○加地まさなお委員 分かりました。

他の自治体、例えば前回静岡県とかお話しさせていただいたんですが、やはりこの報告制度自体が非常に問題があって、医師が自ら報告しなきゃいけないんですが、これ3割程度とかしか報告されていないんじゃないのというふうなことを聞いています。

この足立区の中でも、この今回のワクチンだけじゃないんですけども、この副反応疑い報告というのは、医師会の方としっかりと連携を取って、周知というのはされているのかなというのは。

○保健予防課長 感染症に関する会議というのを定期的に2週に一遍程度行っておりまして、いろいろな医療の現場のこととか、あるいはワクチンの体制とかとやり取りしてございますので、周知をしております。

○加地まさなお委員 足立区の医療機関の皆さん、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

お医者さんというのは、基本的にこの制度があつてというのは、認識されているということで間違いないでしょうか。

○保健予防課長 認識されております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。

ここまで出てきて、足立区はもうずっと聞かせていただいて、今後、令和8年から始まる国のデータ分析を基に、それを待って、その情報を収集するというふうには伺っているのはもう分かっているんですが、再度このやっぱり陳情の趣旨を読み解いていくと、やはりこの死亡届データと接種記録というのはあるというところで、これを突合というのは、地域の状況分析とか、もうその辺にもやっぱり必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、今、日々現状は変わってくるんですが、今でも基本的には考え方は同じでよろしいでしょうか。

○衛生部長 令和8年に、国がそういった今あるレセプト情報のところに、予防接種履歴も付けて、どういった健康被害が出たとか、その方の予後がどうなっているかというデータ分析のセットをつくります。区がそれを情報収集するのではなくて、区は多分、国民健康保険の方のデータなどがそこに吸い上げられていって、使われていくんだろうと思いますけれども、これが世にデータセットが出ることで、いろいろな立場の先生が、それを分析されるだろうというふうに考えています。区がもらうわけではなくて、いろいろな立場の先生がそれを分析して、その中で、きっと接種率が高い地域と低い地域で、それこそ死亡率が違うのかとか、多分今の仮説だとたくさん受けたところの方が死亡率が高いんだろうという、そういう仮説が立つんだと思いますが、それを、それぞれの立場の先生が、いろいろ研究されて世に発表されるだろうと、そういうふうには考えているところで、区がそれをもらって何かするという状況ではございません。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。

ということは、これ順調に進んでいるというふうな認識で構わないんでしょうか。

それと同時に、その自治体全体的にも共有することとなれば、自治体全体が多分これを同時に行っていくと。これガバメントクラウドにもつながってくるのかなとちょっと思ったんですが、認識合っていますでしょうか。

○衛生部長 現在、レセプトデータというのが既にありまして、私も細かい仕組みまでは分からないんですけども、全国からサンプルを集めて、かなり大きなレセプトデータがあつて、現在も大学病院の先生などが今後の疾病予測とか、今までの病気の発症率とか、治療効果率などを、どういってお薬を飲んだ人がどういう結果だったとか、そういう研究をされております。そこに予防接種がくつつくということで、区がこの人からこの人までを提供するとかいうものではなくて、既につながっているデータの中からそこが抽出されて使われるんだという認識です。今のところ、これが滞っているとか、令和8年は難しいというお話は聞いておりません。

○加地まさなお委員 大体何か言っていて、少しずつ今回また違う話で、クラウドの件は難しいので、ちょっと遅れが生じるとかというのが、今回の別の話なんでちょっと違うんですが。これ仮に、ちょっと遅れちゃうよと、全体的に9年なるよ、10年になるよとなったときでも、足立区の今の考え方は同じということで認識合っていますでしょうか。

○衛生部長 変わりません。

○加地まさなお委員 実際、これももう少し伸びてきて、情報も大分出てきた中で、今後、今もあるのか確認していなかったんですが、このワクチン接種後の健康被害を訴える、例えば区民の方とか、遺族の方とか、相談に直接区の方になるときに、足立区は今、今回だったらこの国の調査を待つ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

で個人的に対応しませんとか、同じような質問されたときには、そういう答えを返されているのかというのを確認させてください。

○保健予防課長 もし御相談がありましたら丁寧に話を伺いして、必要であればそういう窓口を案内するとか、ケアが行えるような窓口を案内するとかというふうにしてございます。

○加地まさなお委員 案内した先で、この答え方というのは、今区の考え方があるので、同じような形だというふうに認識していてよろしいでしょうか。

○衛生部長 今、加地委員がおっしゃっているのは、個人が健康被害に遭って、その相談のことなのでしょう。それは統一的にQ&Aも定められていて、国や都にも窓口がありますし、区の方でも一般的な相談であれば、保健師の方がお受けしております。

○加地まさなお委員 保健師の方も同じような回答だということでしょうか。

○衛生部長 もちろんそうです。

○加地まさなお委員 国の調査を待つというのと、もうそれよく分かったんですが、やっぱりこれ、自治体の責務というような形で、今回もう予算特別委員会でいろいろ感じるものがあつたんですね。自治法に対しての考え方とかあるんですけども、例えばその1条の2というところがあるんですけども、やっぱり福祉をしっかりと区民のために、住民のために行っていくという観点で見ると、足立区は死亡届も持っていますし、接種率も持っていますし、新しくシステムを組む必要もそんなにないような気がするので、そういった視点から考えたときに、少しでも検討の余地が自治法の観点からも必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○衛生部長 こちらも何回か申し上げましたが、もちろん私どもにそういった十分な情報などが使える形であれば可能かもしれませんが、まず

もって予防接種のデータと死亡統計が別に存在しているのと、死亡統計も区の方が出した死亡原因三つを書いて、そういう帳票があつて出しているわけですが、東京都や国を経て返ってくる数字では大分開きがありまして、私どもが例えば肺炎で亡くなったとしても、今度は別にその他に入ることもあつて、その数字も開いている以上、なかなか個人を特定するのが難しい。また、こういった研究をするには、単に接種をしたかしかいかなだけではなくて、その方の免疫状態とか、今飲んでおられるお薬とか、男女別とか年齢別のデータが必要になるんですが、そこまでのものがないということで、区が持っているのは国民健康保険の方のレセプト情報のみですので、そういった大規模な調査をするには、とてもとても人数が少ない状況ですので、やはりこれから国が精緻なデータセットをつくれますので、まずはそれを待って、精緻なデータセットが出たところを、それぞれの立場の先生に分析していただきたいと考えております。

○加地まさなお委員 それも前回から衛生部長に聞かせていただいて分かっているんですが、助成だとかその細かいところまでは、この陳情は、まずは求めているんですよね。死亡届データとワクチン接種データを照合する、その先の超過死亡の原因分析ということなので、衛生部長が今おっしゃってくださったのは、その次のステップだと思います。

先ほどから何回も言わせていただいているんですが、地方自治法第1条の2、定められている住民の福祉の増進というところでおけば、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うというふうに書いてあります。これはそこになうんじゃないかなと思うんですが、足立区の見解をお聞かせください。

○衛生部長 人が亡くなる、死亡するというには、いろいろな要因がございます。その死因を特定す

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

るためには、単に接種率、接種したかどうかだけではとてもはかれるものではありません。そこにいろいろな経過があって、その調整要因を比べた上で、接種が死亡に影響したかどうかを考えなければなりませんので、確かに今、こういう情報が欲しいという要望は来ておりますが、それだけでは本来の意味の接種が大量の死亡につながったかという評価できる状況にはなりませんので、区としては、今すぐには行わないというところです。

○加地まさなお委員 すみません、長くなっていますが、なぜこんなこと言うかということ、過去のワクチン、違うワクチンですよ。例えばHPVワクチンとか肺炎球菌ワクチンでは、健康被害が報告されたときには、やっぱり接種1回止めたりとか検討しているんですよ。ただなぜか、この新型コロナワクチンだけは、他のたくさんここでお伝えさせていただいているんで、インフルエンザとかも含めて、何が原因かは明確には分かっていないかもしれませんが、確実に亡くなっている方が最大値で増えているということと考えたら、なぜというところが多分、陳情者の言いたいことなんじゃないかなというふうに思います。全てを含めてというのはよく分かるんですが、今回のことに関して言えば、そういう特殊な事例がある中で調べるというのは、やっぱり必要なのかなと。

最後になりますが、今待つてということを衛生部長の方から、国のレセプト情報を待つてということ伺いましたが、それをもって、今後また今新しく10月から始まっているワクチンは、今まで打ったことのないワクチンを打っていますので、また1年、2年後に何があるか分からないというところを考えていただいて、そのときにまた状況が変われば検討をするのかどうかというのを最後にお聞かせください。

○衛生部長 10月からの新しいワクチンというのは、一部のワクチンのことだと思います。ほとんどのものはファイザーとか、今はファイザーを打

っている病院が多いです。先ほど比率を聞かれておりますが、モデルナの方がちょっとバイアルに入っている使える人数が多いので、一方でファイザーというのは1人1本で使える状況で今出ていますので、区内で使われているのは、多くはファイザーだとふうに考えますけれども、一部のワクチンの評価であっても、それは一応国の方で認めて、いろいろ薬剤の検査などを受けて、ワクチンとしての検査を受けて出荷されているものになります。

今後のこの評価ですけれども、まずは国の方が認めていただいたワクチンを使っているということで、区の方で独自に、それがあまりにも何かがあって止めるということではなく、加地議員からも何度も言われて、私たちが副反応表示などしておりますので、今回のワクチン接種は65歳以上の方に定期接種としてお勧めはしておりますけれども、強制ではございませんので、そこは一人一人がお考えになって、必要があると思う方が打っていただいているというふうに考えておりますので、私どもが今何かすぐ止めるという状態にはないと考えております。

○加地まさなお委員 それを聞いて最後に、定期接種だったら私分かるんですが、やっぱり任意接種にしているという時点で、やっぱり区というのは通じないのかなというふうに思います。間違いなく強制とは書いていませんが、任意なんです、任意に対して打てますよというふうにホームページを見ると、そういうふうに見える部分もあります。私は、それは悪いことだとは思いません。打ちたい方に対して助成をしていることは悪くないんですが、やっぱり区の方の、これも先ほど話につながりますが、大切な預かっている税金です。それを使っています。それに対して区が勧めています。区は責任に対して、分かりませんというのは、少し違うんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○衛生部長 貴重な御意見として承っておきます。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○しづや竜一委員 少しだけいいですか。

最初の加地委員からの質問で、接種率、保健予防課長の方から速報値というところで、なかなか反映されないというところで、10月、11月時点でしたっけ。その時点で28%というところなんですけれども、5類に移行されて、令和5年の5月8日からというところで、間もなくもうすぐ5類に移行されてから2年が経過するというところで、その例えばなんですけれども、ちょっと振り返ってみてなんですけれども、一番最初、接種率というか、コロナ真っただ中のときの接種率の状況というのは、どれぐらいのパーセンテージだったか、今データ分かりますか。

○保健予防課長 ちょっとその当時ののはなかなか難しいんですけれども、8割とか9割とか高かったと思います。昨年度が6割ぐらいだったと思います。

○しづや竜一委員 ということは、やっぱり自分の、今回65歳以上というところで制限を掛けて任意接種というところなんですけれども、決してそう日常化というか、そういうことでは考えてはいなくて、ただ周りの方々と聞くと、コロナのワクチンを打っている方々が非常に少なくなっている。特に若い世代はほとんどが打っていないという状況になっているのかなというところで、やはりこういった5類に移行されて、間もなく2年というところでもありますし、そういった何か情報提供というか、我々厚生委員のメンバーも含めて、区議会にもそろそろこれ情報を提供すべきなんじゃないかなという、そういう時期なんじゃないかなと、ちょっと感じたんですけれども、その点についてはいかがですか。

○保健予防課長 ちょっとお時間いただきますけれども、3月まで接種期間がございますので、最終的な集計をさせていただいて、また報告させてい

たきたいと思います。

○しづや竜一委員 是非とも、そういった現状把握と、過去が一番その真っただ中の経緯と、やっぱりそこを改めて、今後、何が起こるか分からないというところも踏まえても、ここから絶対把握していかなきゃいけない立場だと思いますので、是非ともその辺の情報提供をよろしく願いいたします。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の御意見を願います。

○しづや竜一委員 継続で願います。

○吉田こうじ委員 継続です。

○はたの昭彦委員 継続で願います。

○加地まさなお委員 採択で願います。

○白石正輝委員長 それでは、本陳情につきまして採決をいたします。

本陳情は、継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定をいたしました。

次に、5受理番号53 パンデミック条例締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書を国に提出することを求める★★を単独議題といたします。

執行機関、何か変化ございましたか。

○足立保健所長 特段の変化はございません。

○白石正輝委員長 何か質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは、各会派の御意見を願います。

○しづや竜一委員 継続で願います。

○吉田こうじ委員 継続で願います。

○はたの昭彦委員 継続で願います。

○加地まさなお委員 これはもう採択で、世界情勢

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

も変わってきて、WHOの動きとか、アメリカが脱退という動きもあります。その中で、やはり本当に日本人の我々の、この足立区もそうですけれども、人権とかプライバシーとか、そういったところが守られるのかどうかというのを必要なかなということで、意見書を出したいというふうに思っていますので、採択をお願いいたします。

○白石正輝委員長 これより採決をいたします。

本陳情は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定をいたしました。

以下、審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

○白石正輝委員長 それでは、次に所管事務の調査を議題といたします。

糖尿病対策に関する調査についてを単独議題といたします。

何か質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

○白石正輝委員長 次に、報告事項を議題といたします。

報告事項の1と2を福祉部長より、6を除いて3、4、5、7を高齢者施策推進室長より、8から11を足立福祉事務所長より、12、13を社会福祉協議会事務局長より、14★★18を衛生部長より、19★★21を足立保健所長よりそれぞれ報告をお願いいたします。

○福祉部長 それでは、福祉部の報告資料2ページを御覧ください。

件名は、セーフティーネットあだちひきこもり支援事業の移転についてでございます。

本件は、福祉まるごと相談課が担当しております、ひきこもり支援事業の支援場所が、現在の本庁舎向かいの別館から千住の学びピアに移転することについて報告するものでございます。

この経緯についてですが、本事業は民間の事業者者に委託しておりまして、令和5年度までの事業者が受託を辞退したことから、令和6年度に現在の事業者へと替わりました。そして、以前令和5年度までの事業者が運営していた場所に代わる新たな支援場所を確保する必要が生じました。その中で、事業者が替わる度にこの支援場所が変わるということは、やはり利用者の皆さんに御不便をお掛けするということから、令和6年度は取りあえず一時的な支援場所として、本庁舎の向かい側の別館で運営を行って、そして令和7年度から新たに千住の学びピアに支援場所を確保するということで行いました。

今後は、前回の厚生委員会でご報告させていただきました地域包括支援センター千住本町とともに、事業者が替わっても、この学びピアを運営拠点として事業を実施してまいりたいと考えております。

なお議長、委員の皆様を初めまして、区議会の皆様には、3月の26日と27日の両日で施設見学をしていただくことを今予定しておりますので、改めて御案内申し上げたいと思います。是非御覧いただければと存じます。

続きまして、4ページを御覧ください。

件名は、非強制徴収債権の現況調査についてでございます。

所管部課名は福祉部特命担当課となっておりますけれども、これは福祉部内の債権処理担当として区民部の特別収納対策課長が兼務しております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

本件は、令和6年10月の本委員会における債権放棄の審議において、委員から意見のありました債務者と連帯保証人が破産免責決定されている債権について、もっと早い時期に債権放棄する判断があったのではないかとということについて、同様の関係を全庁調査しましたので、そのことについて報告するものでございます。

調査結果につきましては、5ページに記載のとおりでございますが、同様のケースが調査時点で全庁で49件、その後の処理で令和6年度末までに24件が債権放棄を行います。残り25件については、生活保護返還金でございまして、これは破産免責以外の方も世帯にいることから、それだけでは放棄はできないということで、引き続き適切に対応進めてまいりたいと考えております。

破産免責決定された場合でも、今回の事例のように、本人から返済意思があった場合、この場合には返済を受け入れることには問題がないということは一応確認はしております。ただし、委員からのそのときの御意見のとおり、債務者の状況など様々勘案して、再検討、処理判定委員会に諮って、適切に処理を進めていくとともに、先ほどもありました、なるべく債権を発生させない取組について、これについて強化していく必要があるというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○高齢者施策推進室長 御説明の前に、まずおわびをさせていただきます。

本定例会本会議におきまして、特別養護老人ホーム整備方針の見直しについて、途中経過を報告し、住民の代表である議会の意見を取り入れるべきとの御質問に対し、私から3月の厚生委員会で報告すると答弁いたしましたが、報告時期を延期させていただきました。理由といたしましては、空床があるのに待機者がいる状況が、経済的な理由だけでなく、医療的ケアが必要な状態の方が待機している現状が分かってくるなど、複数の課題

が交錯しており、分かりやすく説明するための資料がなかなか整わず、議会への十分な事前説明ができない状況となり、また、さきの予算特別委員会でも、直前の資料提供では内容の確認が十分にできないとの御意見もあったことから延期といたしました。整いましたら、この厚生委員会で御報告をいたします。申し訳ありませんでした。

では、報告資料6ページになります。

あだち脳活ラボ利用促進に向けた高齢者へのスマートフォンサポート事業の概要について御報告いたします。

実施事業ですが、項番に記載のとおり登録サポート会、こちら区内15か所、江南住区センター、各地域学習センター、生涯学習センター等で毎月5か所実施する予定です。こちら対面で行います。また、スマホよろず相談会といたしまして、対面型で、区役所の北館1階にスペースを設けまして、こちらでサポートいたします。また、お電話、コールセンター専用のものを設けまして、お電話での対応もする予定になっております。4月1日から実施をいたします。リーフレットも間もなく完成予定であります。そのほかあだち広報、介護保険だより、区のホームページ、SNS等多くの媒体を使いまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、8ページです。

令和7年度介護予防事業の見直し（案）についてです。

こちらは、これまで実施しておりました既存の介護予防事業、様々な課題がございましたので、そちらを整理し、より効率的、効果的な介護予防事業になるように見直しを図ってまいりました。令和7年度から新たな形で実施していく予定であります。対象事業につきましては、項番1に記載の五つになります。特に9ページ、(4)とありますZ o o mでオンライン体操教室、こちらはこれから始まりますあだち脳活ラボで運動の動画が

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ございますので、そちらに移行いたします。また、あだちスマホ教室、こちらも先ほど御説明いたしましたサポート会、よろず相談会等を実施いたしますので、そちらに移行となります。また、あだち・らくらく体操番組放送ですけれども、ジェイコムと契約をいたしまして、これまで放送を流しておりましたが、こちら3月をもって終了いたします。あだち・らくらく体操につきましては、動画d e あだちの方で確認ができます。

10ページ御覧ください。

見直し事業の予算の推移ですが、令和7年度予算減につきまして一部のみとなりますが、令和9年度に向けまして、引き続き、事業の費用対効果を高めていくための見直しは継続して実施してまいりたいと考えております。

介護予防事業の全体イメージ、別紙といたしまして、11ページに付けておりますので、御覧いただければと思います。

続きまして、12ページです。

令和7年度からの認知症検診事業（案）についてです。

令和4年度から、認知症検診事業、あたまの健康度測定ということで実施してまいりました。脳活ラボによりまして、認知機能低下の疑いのある方というのが、より早く適切な支援につなげられるよう、従来の認知症検診に加えまして一部内容を変更して実施をしていこうと考えております。

まず、事業名ですが、あたまの健康度測定という名称も、ちょっと印象が良くないという御意見もございましたので、あだちオレンジチェックという名称で実施をいたします。

また、対象ですが、これまでの70歳の方に加えまして、介護予防チェックリストで認知機能低下の疑いのある方、またあだち脳活ラボによりまして、50歳以上の方、認知機能の低下の疑いがある方も検診につなげていきたいと考えております。これまでは8月末までの実施期間でしたが、

検診は5月中旬から2月末まで実施できるように変更をしたいと考えております。

続きまして、16ページになります。

介護保険料等における基準所得金額の調整についてです。

こちらは、国から介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されましたので、変更をする内容について御報告するものです。

これまで介護保険料の算定に必要な所得額のうち、老齢基礎年金満額相当の80万円としてきた基準所得金額につきまして、老齢基礎年金の満額が80万9,000円となったことから変更するものです。

項番2に記載の保険料の基準所得金額につきましても、これまで80万円だったところを80万9,000円にいたします。

また、17ページに記載の高額介護サービス費、また負担限度額認定、こちらにつきましても、いずれも、年金収入等が80万円以下という基準を80万9,000円以下に変更して実施をいたします。介護だより等を通じて、区民の皆様には周知徹底してまいります。

私からは以上です。

○足立福祉事務所長 それでは、引き続き福祉部の報告資料18ページを御覧いただきたいと思います。

生活保護受給者の御遺体に関する再発防止に向けた新たな取組についてでございます。

所管部課名は記載のとおりです。

内容です。昨年12月、中部第二福祉課において発生しました生活保護受給者の御遺体を1週間程度自宅に放置した事案を受けまして、再発防止に向けた新たな取組を行いますので報告いたします。

項番1、尊厳に対する職員の意識啓発、こちら大変重要だと思っております。1番のあるとおり、全職員に対しまして人権や尊厳に関する研修を実

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

施します。また新規採用、またケースワーカー、新規採用のケースワーカーや異動者においても、本事例ですとか再発防止策を盛り込んだ研修を実施します。

2番の具体的取組のところですが、下に枠がありますが、改善後のところです。これまでチェックするような資料が、様式がありませんでしたので、死亡連絡表を作成しまして、必要な手続をチェックできるようにいたしました。

また、3番のところですが、業務手順書の方に、遺体の安置場所、発見者または関係機関に必ず確認すること。19ページに行きまして、遺体を確認できない場合には、ケースワーカーが必ず自宅や施設等に訪問することといたしました。

(4)番のところですが、今回の事案につきましては、御家族の方と連絡が取れなかったということがございました。令和4年度以降につきましては、足立福祉事務所との連絡手段カードというものを用いまして、世帯の連絡先を把握しておりますけれども、令和3年度以前からにつきましても、訪問時、また所内の面接時に可能な限り連絡先を把握いたします。

今後の方針ですが、新たな取組を形骸化させないように、継続的に意識喚起を行ってまいります。

続きまして、22ページでございます。

令和6年度足立区包括的就労支援業務委託評価委員会の評価結果についてでございます。

所管部課名は記載のとおりです。

こちら、1番、評価結果です。事業者名株式会社パソナでございます。評価委員の平均点50点満点中43.7点ということでございました。前回と比較して0.8点下がったというところでございます。

2番、委託契約の概要と令和4年度の実績数値、3番の評価委員会、日時と委員については記載のとおりでございます。

続いて23ページです。

4番の評価方法についても、記載のとおりでございます。

5番、評価項目と評価点でございますが、一番右の欄に増減、前回、前年との比較で増減の矢印を表示しております。先ほど申し上げましたとおり、今回は43.7点ということで、若干下がったというところです。

24ページ、6番の委員からの主な意見でございます。

1番、全体の評価点は前年度と比較するとやや減少していますが、依然として高い評価となっており、寄り添った支援ができています。ただし、(3)番のところですが、就労準備支援のところですが、委託事業者と福祉事務所双方から即時性を持って利用者働きかけられない現状の体制に課題がある。

また、(4)のところですが、個別求人開拓のところですが、委託事業者が独自で求人開拓した案件での就職は4割程度にとどまっているため、より利用者に適した求人の開拓をすることが求められるというところでございます。

7番、今後の方針でございます。(2)のところですが。

5年間の契約で折り返しになります。改めてこちらの事業の方を活用しまして、生活保護受給者の経済的な自立への手段として活用を促してまいります。

続きまして、25ページでございます。

居場所を兼ねた学習支援事業委託、区西部地域の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果についてでございます。

所管部課名は記載のとおりです。

内容のところですが。

1番、業務名、2番、業務目的、内容につきましては記載のとおりでございます。3番、特定した相手方、こちらにつきましては(1)にありますとおり、認定特定非営利活動法人キッズドアで

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ございます。こちらは現在の受託者でございます。

4番、申込事業者数は1事業者でございました。

6番、提案価格、次のページ、26ページ、業務期間につきましては記載のとおりでございます。

8番評価のポイント、評価の理由のところでございますが、(2)の評価が低かったところ、アの履行保証力につきましては、収益性に関して令和4年度決算の影響を受けて指標が低くなっているところですが、直近の決算では、増収増益となっていて、大きな問題はないだろうと、税理士の評価をいただいたところでございます。

イの安全衛生面の配慮につきましては、マニュアルの整備等は行われているんですけども、一部対応フローの説明に不明瞭な点があったということで点数が下がっております。

続きまして、27ページでございます。

特定までの経緯につきましては、記載のとおりです。

10、今後のスケジュールですが、令和7年4月1日からの契約に向け、特定事業者と提案に基づく使用者の調整を行います。また令和7年度につきましては、区北部地域のプロポーザルがございますので、計画的に準備を進めてまいります。

続きまして、30ページでございます。追加の報告でございます。

生活保護法第63条返還決定処分の取消しについてです。

所管部課名につきましては記載のとおりです。

千住福祉課におきまして、第63条の返還決定の取り消すこととしたために、報告するものでございます。

1番、概要のところですが。

障がい者手帳の更新内容、今回等級の変更がございまして、これを区の方で確認していなかったということが原因で、本来計上すべきでない障がい者加算月額1万7,870円を2年4か月にわ

たって誤って計上してございました。そのために過払い金が発生しまして、63条の返還決定を行いました。区の方としましては、こちら手帳の更新確認を行っておらず、併せて自立更生の検討も不十分ということでございましたので、決定を取消することといたしましたものでございます。

2番の内容でございます。

債権につきましては、返還決定額50万360円でございます。

2番の取消し債権の同額でございます。取消し後の対応につきましては、自立更生につきまして十分に検討を行った上で、改めて返還決定を行う予定でございます。

続きまして31ページでございます。

4番、取消しの理由につきましては、先ほど申し上げましたとおり、区の方で手帳の更新などの変動があった際は、受給者側の方にも申告の義務はあるんですけども、区としましても2年にわたって確認の方を行っていなかったということで、行政側の瑕疵があると判断したのが一つ。また、もう一つ2番のところですが、自立更生の判断に当たっても、組織的な意思決定ができていなかったということで、違法または不当なものと判断される余地があるため、ということでございます。

5番、問題点と再発防止策につきましては記載のとおりですが、更新確認を行われていなかったところでは、しっかりと管理を徹底するような研修を実施する。またチェックリストを活用しておりますけれども、それにつきましては、課長、係長の決裁を受ける運用に変更します。また自立更生につきましては、ケース記録のひな形、診断会議の実施、また、自立更生の検討結果を記載する項目を整備してまいります。

6番、今後の対応でございますが、対象者御本人に謝罪し、処分取消しについて説明いたします。また、支援者の方もおりますので、同様に説明い

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

たします。

なお、3番ですが、返還金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、自立更生について再度十分検討を行った上で返還決定を行ってまいります。

私からは以上でございます。

○社会福祉協議会事務局長 報告資料32ページを御覧ください。

件名、令和7年度足立区社会福祉協議会の収支予算及び重点的な取組についてでございます。

別冊、収支予算書ございますが、詳しいことはそちらを御覧いただくとして、大きなところとしては、今年は社会福祉協議会が設立70周年でございますので、それを契機に、より地域や関係者の方々にまだ認知度が低いということを認識してございますので、よりPRに励みまして、社会福祉協議会のPRを進んでいきたいというふうに考えてございます。

続きまして、報告資料35ページでございます。

シルバーステッキ支給事業事業内容の変更についてでございます。

これまで長い間65歳以上の方に木製のつえを現物で支給してございましたが、昨今、いろいろな支給の形で、つえがアルミだったり収縮性だったり、いろいろな種類がございますので、今回現物から現金支給に変えさせていただいて、多種多様なつえに対応させていただこうという形でございます。

私からは以上でございます。

○衛生部長 では、衛生部の報告資料を御覧いただきたいと思います。今回、衛生部の厚生委員会報告資料、一部、収支で過誤修正がございましたので、新と書いてある方の報告資料を御覧いただきたいと思います。

まず、2ページです。

すこやかプラザあだち新築電気設備工事の工期延伸についてでございますが、今回、この電気工

事について延伸する必要性が生じました。こちらは東京電力による送電のための切替工事が3月25日に行われるためです。2月28日に工期を終えるところでしたが、3月31日まで1か月の延伸となります。

今回この影響ですけれども、オープニングセレモニーなど4月以降のスケジュールに関しては、送電切替えされるため影響はございません。この3月中、引っ越し等の準備期間は、仮設発電機を利用して対応してまいります。

続いて、3ページを御覧ください。追加案件になります。

八潮市道路陥没事故による下水道使用制限に伴う区内公衆浴場無料化事業の報告についてです。

こちらについては、1月30日の木曜日18時から令和7年2月14日の金曜日まで16日間使用制限が解除されるまでですけれども、公衆浴場を対象者に無料としました。対象施設は、足立支部に加入する区内公衆浴場23浴場全てにこの事業に御協力いただきました。結果は4ページを御覧ください。事業の実績は、大人、小学生、乳幼児合わせますと、1万5,000人余の方にこちらを御活用いただきました。今回の予算措置は、衛生部内の他事業からの事業計画変更により対応いたします。結果はこのとおりです。

では、続いて6ページを御覧ください。

足立保健所窓口等運営業務委託評価委員会の評価結果についてです。

令和5年度の業務実績について、毎年年に1回評価しておりますが、その報告になります。今回は88.0点と、適正に履行されているものと認めるという合格の評価をいただいております。平均値が低かった項目は、6番の業務の習熟度、これはマニュアルに記載がない事態が発生した場合の業務について、14番の事故、ミス防止のところでは、イレギュラーな対応等についてということで、なかなかここでは、まだ改善の余地があ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

るという御指摘をいただいたところです。

8ページ、9ページにはその詳細があります。評価委員会からの意見と受託者の方の回答もございますので、今後、窓口業務の質的向上も目指しながら引き続き、こちらの方進めてまいります。

ここで、今回の報告案件の17番になります。こちらは東京女子医科大学附属足立医療センターにおける患者数の推移についてで、本日、机上配付させていただいた資料になります。そちらの2ページから御覧ください。

今回、東京女子医科大学の元理事長が起訴されたことを受けまして、議会など皆様の方から現状の女子医大足立医療センターの運営状況についての御質問などいただいておりますので、今回、区が報告を受けている現状について、ここで報告させていただきます。

この内容は、令和6年9月に東京女子医科大学附属足立医療センター運営及び地域連携協議会でいただいた令和5年のデータと、直近の令和6年の4月から12月のものになります。

資料については、4ページと5ページを御覧いただきたいと思います。

まず、4ページの方ですけれども、タブレットですとピンク色というか、薄紫の色になっていると思いますが、こちらが外来患者数、平日1日当たりの人数です。令和7年4月は871人であったところから、令和7年12月には916人へと徐々に増加傾向であります。

また、次のページの5ページになりますけれども、こちらは病床稼働率になります。こちらも令和7年4月が59.9%から令和7年12月が62.2%へと、こちらも徐々に増加傾向というふうに見ております。こちらの方、御参考に御覧いただければと思います。

続いて、元の衛生部の報告資料、新のところに戻っていただいて、10ページを御覧ください。

予防接種事務及び新型インフルエンザ対策特別

措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報保護評価の再実施結果についてでございます。

すみません。申し訳ありません。先ほどの女子医大のページですけれども、4ページ、別紙の2のところですが、令和7年4月と記載しておりますが、こちらは令和5年の4月です。また、病床稼働率のところも、令和7年4月ではなく、令和5年の4月です。すみません。修正をお願いいたします。終わりもそうですね、もう一度申し上げます。吉田委員ありがとうございます。令和5年4月が871人、令和6年12月が916人へととなります。続いて、ベッド稼働率も令和5年4月が59.9%、令和6年12月が62.2%となります。大変失礼いたしました。

では、もう一度新の報告案件の方に戻っていただきまして、10ページを御覧ください。

こちらの件名は先ほど申し上げたとおりです。保健衛生システム、衛生部が主に使っているシステムですけれども、こちらをガバメントクラウドというデジタル庁が調達した地方公共団体向けに提供されるクラウドサービスへの移行に伴いまして、国が定める特定個人情報保護評価委員会を以下のとおり再実施しましたので結果を報告いたします。

パブリックコメントを実施した後、第三者点検を令和7年2月19日に行いました。パブリックコメントについては、隣のページでございます、新型インフルエンザ対策特別措置法による予防接種の実施について、実施そのものというよりは、マイナンバーカードに対する懸念の御意見をいただいております。第三者点検の方では了承されております。今後は、こちらの評価報告書を国の個人情報保護委員会及び区のホームページの方に掲載してまいります。

私からは以上でございます。

○足立保健所長 では引き続き、衛生部資料12ペ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ージでございます。

感染症に関する健康相談窓口の統合について、令和6年度末をもちまして足立区発熱電話相談センターを終了し、新年度は感染症に関する健康相談窓口に統合いたします。

1、経緯でございます。

新型コロナウイルス感染症の発熱につきまして、健康相談後遺症相談、医療機関案内のために、令和2年2月からこの発熱電話相談センターを設置し運営してまいりました。ピークである令和4年度には★★当たり246件の相談がございました。しかし、近年では、令和6年度では1日当たり10件程度となっております。

2番、今後の対応でございます。

このため、このインフルエンザや性感染症を初めとした感染症全般や、この新型コロナウイルス感染症の後遺症への相談を総合的に対応するために、従来から実施しておりました感染症に関する健康相談窓口に統合いたします。

3番、統合の詳細でございますが、電話番号が変わりますが、受付時間等は変化ございません。

4番、周知でございます。

区ホームページ、広報のほか、古い方の電話番号に掛けられた場合には、案内のテープを流すといった対応をしてまいります。

続いて、14ページでございます。

件名、精神障がい者保健福祉手帳手続の案内不足による解決金の支払についてでございます。

本件では、区民の方に御迷惑をお掛けいたしました。本当に申し訳ございません。

経緯でございます。

令和5年4月に江北保健センターの窓口委託事業者において、この手帳の等級変更に関する相談がございまして、この必要書類として年金証書又は診断書のいずれかが必要であるという案内用紙を渡したんですが、口頭では診断書の提出を案内してしまったと、このため区民の方が、この診断

書を取りまして、お金が6,600円必要だったということでございます。10月になりまして、この区民の方は結局このときは申請いたしませんで、再び相談に参りまして、この手続には年金証書で大丈夫であるという説明を受けまして、では6,600円については返してくださいといった御相談ございました。これについて、窓口委託事業者からは支払はできないということをお伝えしておりまして、区は謝罪するとともに、再発防止に努めております。この件について、令和6年8月に、この区民の方から改めて区に相談がございました。

2番でございます。このため弁護士に相談いたしましたところ、これについては、委託している区が弁償し、それを窓口委託事業者に求償するというような御助言をいただいたところでございます。

次のページ参りまして、3番、解決金の支払についてでございます。

こうした弁護士の助言に基づきまして、区民と私どもの間で和解書を取り交わした上で、支払手続を進めてまいります。この和解につきましては3月5日に和解が成立しております。今後この窓口委託事業者の求償処置を進めてまいります。

続きまして、16ページでございます。

件名千住保健センター仮移転先プレハブ賃借事業者の決定及び今後のスケジュールについてでございます。

千住庁舎は築25年を迎えまして、令和8年から9年度に大規模改修を予定しております。この際にいながら改修として、庁舎に残る所轄と、仮移転する所轄がございます。千住保健センターは、千住仲町暫定駐車場に建築予定の仮設事務所プレハブを賃借して仮移転いたしまして、2年間健診事業等を継続いたします。

また、この検討中となっております子育てサロン千住は、いながら改修による騒音や振動等の

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

影響を考慮し、また代替場所がないことから休業を予定しております。今般仮設事務所用プレハブの賃借契約の事業者が決定し、プレハブの建築が始まるため、今後のスケジュールと近隣住民への周知について報告いたします。

1、プレハブ賃貸事業者につきましては、記載のとおりでございます。

2番、仮設プレハブの概要でございます。

1、賃借期間、2、賃借契約金額、3、敷地面積については記載のとおりでございます。

17ページにまいりまして、延べ床面積は833㎡、5番、レイアウト図でございますが、この敷地図とレイアウト図につきましては、別紙3と別紙4を御参照ください。この仮移転中は延べ床面積が狭くなりますが、安全に留意して、現在と同様の健診等の事業が実施できるよう工夫してまいります。

項番3、スケジュールでございます。

1、建設工事期間ですが、令和7年9月8日から令和8年3月15日となっております。また、千住センターの仮移転先への開設につきましては、令和8年3月23日を予定しております。

4番、区民への周知でございます。

(1) 管轄地域への町会・自治会連合会の説明でございますが、記載の表のとおりでございます。

(2) といたしまして、近隣住民への工事説明会は、令和7年7月上旬を予定しております。その他利用者に対しては、千住保健センターの移転周知につきましては、センター内のポスター掲示のほか、健診案内を送付する際のチラシの同封、また、あだち広報、区ホームページ、SNS等で広く区民に周知してまいります。

私からは以上です。

○白石正輝委員長 皆さんに申し上げます。

開会してから約2時間少しになりましたので、ここで休憩を挟みたいというふうに思います。再開は3時50分としたいと思いますので、よろし

くお願いいたします。

午後3時38分休憩

午後3時47分再開

○白石正輝委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。皆さんおそろいですので、50分になっておりませんが、委員会を再開いたします。

それではまず、報告事項に対する質疑を行います。

何か質疑ございますか。

○いいくら昭二委員 ほかにまだ質問する、多いと思いますので、簡明にということで。

生活保護法第★★の返還決定処分取消しについてということでの質問なんですけれども、監査やっているときもちょっと話したんですけれども、所長の方からは、しっかりとまたチェックをしてやっていくという話で言われたんですけれども、いろいろ皆さん、これ改善するということで、このチェック、チェック、チェックという部分で、何かいろいろ聞くと、三重チェック、四重チェックという話、何のための形になってしまって、チェック疲れという話を私はちょっと感じている、当然に間違いは起こってはいけないんですけれども、ただチェックという、このチェックがおざなりになってしまうと、チェックのためのチェックということで、またスルーしてしまうという部分というのは、以前からそういうような話があるんですけれども、やはり大切なことは間違っちゃいけないということだと思えるんですけれども、チェックするから大丈夫というんじゃ、5回、6回例えばやったとして、果たしてそれが本当に気付けるかどうかという部分で、もう少しヒューマンエラーをなくすためには、言いっ放しではなくて、やはり何か機械化というか、オンライン化というか、そこら辺の単純な部分に関しては、そこところはミス防止のためという、常に目を通すというのも時間が掛かると思うし、それが機械的な

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

るという部分においては、今後、足立福祉事務所長としては新年度に向けて、このチェック疲れとか、チェックのためのチェックとか、本当にミス防止のためにどういうからいいかという、その辺のお考えがあったら教えてください。

○足立福祉事務所長 いいくら委員おっしゃるとおり、過去いろいろとミスがある中で、チェックシートと言われるものをもう本当に多く作ってまして、要するに埋もれてしまうような危険性も確かにあることはあります。ということで、今そのチェックシート、過去の分からもより必要なものを選別して、整理をしております。

それから、チェックシートの方も、ただワーカーが送って終わりということではなくて、課長や係長がチェックをするという欄を設けたり、また終わったものは、例えば、生活支援推進課の方にバックさせるとか、そういったことでチェックシートの整理と、また新たな仕組みを考えたいと思っております。

○白石正輝委員長 皆さんにお願いいたします。

報告が多岐にわたっておりますので、質疑応答は簡明にお願いいたします。

○副区長 今、いいくら委員からミス防止のお話ありましたけれども、実は今私ども生成A Iを使ってミス防止、それから特に今回の部分については、63条の適用の方針について、制度解釈が十分じゃなかったということで、ところが実際の私も幾つか関わりましたけれども、本当に生活保護の制度、次から次へと様々な通知が出て、非常に、そこで職員の方は片や一方、一定の期間で異動するという中で、なかなか制度が十分そしゃくできないというところで、実はこないだも福祉事務所の者と話しましたが、今うちの方で生成A I入っておりますので、その中に様々な通知、通達等を入れて、一定程度適正な解釈ができるようにということで、今、来年度から進めるようにということで検討を始めています。

実際に調べてみたら、実は他区も同じような取組をしております、やはりこれだけ制度が複雑になってくると、やっぱり現場の職員がそれを全て習熟するというのは非常に難しいというのは、他も同じだということで、生成A Iの活用で適正な運用を図っていきたいというふうに考えております。

○いいくら副委員長 もう1点なんですけれども、昨日まで行われた予算特別委員会でも、私の方からお話しさせていただいたんですけれども、東京女子医科大学医療センターの件なんですけれども、新たに今日の報告で、患者数の推移ということで、やはり地域なんか聞いても本当に東京女子医大はしっかりやっているんだねという形で、私自身も現場歩いていて、その辺とこは感じているんですけれども、ただこの推移を見ていて私はちょっと思ったんですけれども、確認なんですけれども、ベッド数の稼働率数なんです、3ページなんです、約6割ぐらいの話になっているんですけれども、この理由というのは、どういう理由で満床にならない、あえてこのような形でとどめているのか、何かその辺の課題があるのか、その点について伺います。

○衛生管理課長 こちら足立医療センターにいただいた数字なんですけれども、ただ過去50%台だったものはだんだん上がってきています。ただそれがなかなか、もっと上がりきらないというところ、理由としては社会的にも一般的にもそうなんです、看護師のところの採用、もうちょっと頑張りたいという話をいただいているところでございます。

○衛生部長 補足いたします。

今回は、この母数は450床と最大の数になっております。実際には、今やはりコロナの方がいて、2人部屋でも1人部屋で利用したりしているところもあって、50床ぐらいは実質的には使っていないというお話を9月の運営協議会のときに

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いただきました。

○はたの昭彦委員 簡明にやらせていただきます。

まず、令和7年度の介護予防の事業見直し案についてなんですが、この中ではつらつ教室の件なんですけれども、実はセンターでやっているのはつらつ教室がいつも満員で、娘さんが予約の電話をするんですけども、なかなか通じなくて、電話が通じるともういっぱいですということで、何とかならないですかというような御相談をつい昨年いただいたんですけども、これ公平な参加の機会のために抽せん申込みに変えるというんですけども、これ何ていうかな、やりたいという人が受けられないとか、ふうに思うんですけども、これでは公平というのではないんじゃないかと思うんですが、それについてはどうなのでしょう。

○高齢者施策推進室長 これまでは、先着順ということでやっておりまして、例えば、予約日に日中電話ができる人は、もうすぐ予約ができるような状態で決まっていたところなんですけれども、それを抽せんということをする中で、その部分は少しは改善していくかなというふうに考えております。まずは、先着順から抽せんということで、公平性を保っていききたいというふうに考えております。

○はたの昭彦委員 今後、脳活ラボの配信動画を活用しながらということで進めていくというんですけども、ただやっぱりみんなして集まって、はつらつ教室やるということで、お互いに元気になるという部分もあると思うんですね。そういう意味では、この今ある回数を増やすとか、そういうことは検討しなかったのでしょうか。

○高齢者施策推進室長 そういったことも含めて検討はしてきたところなんですけれども、どうしても先着順でしたので、利用している方が固定化してしまっている傾向も見られましたので、まずはこういう形で変更をしていきたいと考えております。

○はたの昭彦委員 そういうことなんですね。

それと、見ていくと、やっぱり最近のICT活用で、脳活ラボで配信動画というようなこと言うんだけど、高齢者はなかなかそういう扱いが苦手だったり、持っていなかったりすると思うんですけども、そういった形の対応というのはどうしていくのでしょうか。

○高齢者施策推進室長 脳活ラボを使うというのが、今までは教室でやったことが、その後、御自宅に帰っても復習できないという御意見がかなりありました。ですので、スマホの脳活ラボを使った動画をということなんですけれども、今回スマホの貸与ということで募集もいたしましたので、スマホ活用をしていただければというふうに考えております。

○はたの昭彦委員 人生100年時代と言われる中で、やっぱり健康で長く住まわれるということが大事ですし、そういう意味では健康に留意している高齢者の方も多いので、そういう方たちの声に応えられるような対応を是非今後、進めていっていただきたいと思います。

次に、私の方も生活保護の第63条返還決定処分取消しについてということで、いろいろ取消しの理由とかを見ていくと、通常行すべき確認が行われていなかったとか、組織化、意思決定ができずに、法の趣旨に照らしても、違法または不当と判断できる余地があったらいいということで、読んでこういうときに、これは職員の法的な解釈の認識が不足していたのか、ただ単に人手不足ということで煩雑になってしまったのかというのが、どっちなんだろうと思ったんですが、それについては、区はどのように判断していたのでしょうか。

○足立福祉事務所長 職員は、法的な知識の方はあったのかなと思います。ただ今回は、この受給者に支援者の方がいらっしゃるという事で、何かと手続の方は支援者の方が行っていたということで、その方の回答でいろいろとやっていただけるもの

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

というようなこともありましたので、手続の方は受給者側の方で行っていただけるんじゃないか、更新の手続ですね。手帳の更新についてはもちろん分かっていたところでございますので、法的なところも押さえていたかなとは思いますが。

○はたの昭彦委員 そうすると、何でこういう問題が起こっちゃったのかなというふうに思うんですけども、どっかには問題があって、だからこういうふうに通常行う確認が行われていなかったというのが、別に法的に問題ないから行っていなかったのか、忙しくてというのもあると思うんですね。

予算特別委員会の中でも、うちの我が党の委員が紹介したとおり、福祉事務所でやっぱり専門資格を持った職員の数が少ないと、他区に比べても少ないと本来ならば100%であるべきところが、半分程度しかいないということが、やっぱり問題の一端でもあるんじゃないかと思うんですけども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○足立福祉事務所長 今回ワーカーにつきましては、特に新人とか、若い職員というわけではなくて、ある程度実績のある職員でございましたので、そのあたりは押さえてはいたかとは思いますが、実際更新の時期は分かっていた。ただチェックリストも、こちらの指導課の方から送っているものもありましたので、そこを見逃していたところがありまして、そこは、はたの委員おっしゃるとおり、もしかしたら仕事の忙しさというところもあったかもしれません。

○はたの昭彦委員 それから、先ほど副区長の方から生成AIを活用して、いろいろ問題が複雑化しているからというふうなお話があって、より正確な判断というか、ことだったんですが、ただ生成AIも万全じゃなくて、間違えるときもあるということで、こないだ報道もされてましたので、その辺はしっかりと人間がチェックしていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○副区長 私ども今使っていて、生成AIに全てを任せるということじゃなくて、例えば、ある質問に対してどういう選択肢があるか、解釈の仕方があるか、それを網羅なく見た中で、最終的には人が判断するというふうに考えております。

○はたの昭彦委員 私たちも、適切なデジタルの活用ということで言えば、人間の負担を減らすということでは活用は大事だと思っていますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

この返還請求された方は、我が党議員のところにも支援者を通じて相談に来たということで、本人は返還請求が取消しになったということで喜んだんだけど、でも実際には新たに判断をして、また返還金の決定を行うということで、それを聞いてがっかりしちゃってね。もともとメンタルが弱い方だったので、具合が悪くなっちゃったというふうなお話を聞きました。今後の対応については、自立更生についても十分検討を行うということです。自立更生ということですので、病院に行くタクシーだとか、そういうことも含めてしっかりと判断をしていただきたい。そういうことでは本人に寄り添ってやっていただきたいんですけども、最後にどうでしょうか。

○足立福祉事務所長 はたの委員おっしゃるとおり自立更生の部分、どんなことで生活で使っていた部分、できる限り認められるところを確認しまして、本人に寄り添ったような検討を行いたいと思います。

○はたの昭彦委員 是非よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、女子医大の数値を出していただきまして、先ほど馬場部長の方から450というのは最大のベッド数だということで、通常はまず50ぐらい空いて400ぐらいというお話だったんだけど、私ちょっと昨年の夏に検査入院で国立大学病院に入院したんですけども、検査入院するためにも、もう満床なので、1か月ぐらい待つて

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

くださいと言われたんですね。今大学病院なんかでも、結構そんだけ満床でもなかなか黒字化できないという中で、本当にこのベッド数の稼働で病院大丈夫なのかなというのが正直なところなんですけれども、予算特別委員会で皆さんから言われたように、税金を123億も投入して、区民の医療体制充実ということでやっていったわけですから、本当に大丈夫かなというのを、最後に副区長の方からお願いします。

○副区長 私どももそこは一番気になるところでございますけれども、やはり大学病院の誘致ということは、区民の大きな思いであり、議員連盟の皆様と一緒に執行機関を誘致してきたということで、本部で今問題がありますけれども、私たちは、江北の地で女子医大の足立医療センターが、地域の医療の核となるように、是非頑張っていたきたいし、私たちも意見言うべきところはしっかりと行ってきたいというふうに考えております。

○吉田こうじ委員 簡明にやりたいと思います。

8ページの介護予防事業の見直し案についてという報告なんですけれども、こちらで11ページのところに別紙で介護予防事業の全体イメージというのが載せていただいております。議会とか職員の皆さんの間での、この事業を理解する上ではこれすごく分かりやすくていいなと思ったんですけれども、区民の皆さんに向けての予防事業についての説明というか、特にこの脳活ラボとか、こちらの方については、もう少し簡明で分かりやすい形で、自分がどういう立場に今いて、どういうふうに何に参加していけるのかというのを、もう少し分かりやすく説明していただけるような周知でお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○高齢者施策推進室長 これまでも介護予防につきましては、こういった65歳から始めようというリーフレット等は作ってきたところなんですけど、やはり全体が分からないということで今回こちら

の資料作ったんですけれども、吉田委員おっしゃるとおり、もう少し区民の方向けに分かりやすいものを作成していきたいと考えております。

○吉田こうじ委員 よろしくお願いたします。

それから、新規事業への移行等々で載せていただいておりますけれども、基本的に自分が介護予防だとか、フレイル予防だとか、そういう方向性で、積極的にいらっしゃる方は一歩踏み出すという意味で、脳活ラボとかというの始められると思うんですけれども、この中で一つ、あだち・らくらく体操が、残念ながらジェイコムさんの放送がなくなるというのがあるんですが、これ、高尾都茂子先生のですよね、9時からと12時ぐらいからですか、テレビ見ていると何気なく始まって、何気なくやつちゃったりして、そういう形で自分でそれに参加しようとか、そういうふうにしようと思わない方でも、何か始まつちやったみたいなの、そういうきっかけづくりになるような事業も一つ、やっぱ検討していくべきじゃないかなというふうにも思うんですけれども、このらくらく体操に関しては、YouTubeでもありますし、今後、脳活ラボ経由でできるということなんですけれども、そういうことも一つ検討していただければなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○高齢者施策推進室長 ジェイコムの契約者の方しか見られなかったというところと、実際どれぐらいの方が実測というか、やっていらっしゃるのかというその効果測定もできなかったのも、費用対効果の面で今回はジェイコムからは外させていただきました。

今、吉田委員おっしゃったように確かに自然と体が動くような、そういったものは必要だと思いますので、検討してまいります。

○吉田こうじ委員 是非、費用対効果になるかどうか分かんないんですけれども、私健康でおりますので、是非きっかけづくりという部分では、そういう気持ちを持っていなくても、何かそういうところ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ろに参加できるようなきっかけづくりを少し考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから、18ページ、生活保護受給者の御遺体に関する再発防止に向けた取組なんですけれども、これで項番1番で全職員の皆さんに対して、人権や尊厳に関する研修を実施するということだったんですが、これはどのような方向性のどのような研修になるのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○足立福祉事務所長 実はもう1回目、取りあえずやりまして、講師の方は、もともと生活保護を受給していた経験のある方で、今の東京都の自立相談支援機関の窓口の支援事業のアドバイザーをやっている方をお呼びしまして、受給者側の考えから人権というところをお話していただいた内容です。これまた令和7年度以降も、この方か、また別の方が外部から呼んで、しっかりと検証してまいりたいと考えております。

○吉田こうじ委員 福祉職の方とか関係なく、全職員の方に向けて行われるということでよろしいのでしょうか。

○足立福祉事務所長 吉田委員おっしゃるとおりでございます。中心としては総合相談係の職員、また保護係の職員が中心になります。

○吉田こうじ委員 分かりました。

職員の方だけではなくて、これは人として全員が持ち合わせていなければいけない知見なのかなというふうにも思いますけれども、そういう意味で、ちょっと重箱の隅を一つ、つつかせていただくと、20ページの死亡連絡表ですね。これ職員の方から職員の方への連絡表なので、区民の方の目には触れないんですけども、突然、誰がとかと書いてあると、えって、ちょっと首をひねりました。お亡くなりになった御本人とか、そのぐらいの表現もあっていいんじゃないのかなと思います。だってその後、5番に御遺体の安置場所と

か、丁寧にその辺を考慮したお言葉になっていて、イの一番で誰がというのが、私の今の読み方もよくないんですけども、その辺の配慮もやっぱり必要なかなというふうにも思いますけれども、これは要望にとどめておきますので、よろしくお願いいたします。御検討ください。

それから、次に22ページ、包括的就労支援業務委託評価委員会ということで、こちらで24ページに、(4)番に委託事業者が独自で求人開拓した案件での就職は、4割程度にとどまっているという御報告を、委員からの御意見としての御報告いただいているんですが、残り6割はどういう形での就職に至っているのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○足立福祉事務所長 残りはハローワークの案件、また受給者自ら探してきた案件でございます。

○吉田こうじ委員 ということは、この委託事業者さんが探してきた就職先というかお仕事が、決して少ないとかということではなくて、マッチングに至らなかったということでよろしいのでしょうか。

○足立福祉事務所長 おっしゃるとおりマッチングに至らないものもありましたし、また実際に意欲のない方も今準備支援やっていますけれども、そういった方が働き先として考えられるような、そういったところも求人として必要なことかというところでございます。

○吉田こうじ委員 この委託事業者さんは、要するに就労準備だとか、就労に向けての何ていうんですか、プログラムというか、準備段階をサポートというところも包括的にやっていらっしゃると思うので、やはりそのマッチングに至らないというのが何かおかしいなという感じはするんですけども、自分たちが用意した就職先に、この人就職していただくには、こういう方向で寄り添っていけばいいんだよなという一つの計画というか、そういうプランも必要なんじゃないかなというふう

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

に思うんですけれども、もしかしたら、就労先を見付けるに当たって、やはり区からもサポートが必要かもしれないし、ハローワークとの連携も必要なのかもしれないんですけれども、その辺は事業者に丸投げというよりは、寄り添った形で、共にいい方向に向かっていけるように、サポートしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○足立福祉事務所長 事業者とは、月に1回必ず意見交換の場を設けておりまして、実態も把握しておりますので、そのあたりはしっかりと連携できると思います。

○吉田こうじ委員 自立に向けてのやはり支援はすごく大事だと実感しておりますし、そういう意味では、準備している就職先に向けて、きちんとその方の生活困窮者の方とか、生活保護受給者の方がそちらの方向に向かっていっていただけるように、今後もしっかり連携していただければというふうにも思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○しづや竜一委員 私からもちょっと簡明に、質疑をさせていただきたいと思います。

まず最初に、シルバーステッキ支給事業のところの事業内容の変更というところで、これ上限本当に大変ありがたいなと思っていて、私自身も様々シルバーステッキ、例えば貸出しあるのかなとか、そういうことを相談を受けたときに、本当にこういったことがあったときに助かった覚えがあったので、これまた購入費用助成上限をちょっと値上げしていただいて本当に大変うれしく思っております。

これ例えばなんですけれども、どのぐらいの今まで申請があったのかというのはお分かりでしょうか。

○社会福祉協議会事務局長 毎年、年々大体200から250ぐらいの本数は出ているというところでございます。

○しづや竜一委員 分かりました。ありがとうございます。

ということは、またそれぐらいの数をめどに、どの程度これ申請、例えば何か上限とかというのは本数的には言うと、どれぐらいになるのかなと思ったんですけれども、いかがですか。

○社会福祉協議会事務局長 特に上限は設けてございませんので、来たら来ただけなんですけど、ただ、最初はとにかくPRしないと、なかなか来ないだろうなということは覚悟しております。

○しづや竜一委員 分かりました。ありがとうございます。

でも意外と、私の周りでもやっぱり結構相談があるぐらい、非常にこのつえとかシルバーステッキというのは使い勝手のいいものですし、やっぱり不安に思う方々の特にシルバー世代の方々なんかは、非常に本当に欲しいというか、大変好評なのかと思っている中で、一番高いものでいうと、ステッキで1万7,800円とアマゾンでこないだ見たんですけれども、大体1万7,800円ぐらいのものから5,000円ぐらいのものがあつたりとか、でも大体この上限1,500円というところが、本当に非常に的を得ているなと思ったのが、大体のシルバーステッキの折り畳み式のものだと、1,700円ぐらいが大体めどというところで、本当にただ200円ぐらいで★買えると思うと、本当に区民に大変寄り添った支援策かなと思います。

今、社会福祉協議会事務局長の方が周知というところあったんですけれども、これ今後、地域包括支援センターは入っていますけれども、できれば本当、地域包括支援センターに介護予防事業所と通所介護だったり、いろいろなところに多分出向くときに、一言何かシルバーステッキのところを言っていただけると、この通所介護のところに相談は意外と来ることが多いというケースも聞いたことがありますので、そういったところの連携

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

を取っていただきたいなと思うんですけども、いかがですか。

○社会福祉協議会事務局長 しぶや委員の提案に従ってチラシも作りますんで、これからそういうのを使って、地域包括で活用させていただければと考えております。

○しぶや竜一委員 ありがとうございます。せっかくそういった区が1, 500円にさせていただいたことが、本当たくさんの区民の方々に行き届くような工夫をしっかりとさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

あともう一つ、あだち脳活ラボについてなんですけれども、この間のこのプログラムの御説明とかあって、自分もこの資料を見させていただきました。

そんな中で、ただこれ我々会派の議員の先輩の方々からもあった意見も踏まえて、体験した方々、踏まえたんですけども、非常に疲れたという意見が出たんですけども、その点について、自分、内容申し訳ありません、把握しなかったんですけども、それについてちょっと区の見解というか、どの程度のそのやっぱ負担というのはもちろん大きいのは当然なんですけれども、その辺ちょっとお伺いしたいなと。

○高齢者施策推進室長 私も実際、65歳以上の年齢で登録して、今実施をしておりますが、脳トレなど一生懸命やると難しい問題もあるので、やはりかなり疲れるのと、横でタイマーが回っているんで、それで気が焦って余計、疲労感があるんですけれども、それは毎日継続している高齢者の方伺いますと、それがまた楽しいというような御意見もあり、またやるとポイントがたまってくるとのことなので、時間を決めてその方はやっていらっしゃるということだったので、やり方については高齢者の方々には伝えていきたいと思います。

○しぶや竜一委員 なるほど、高齢者施策推進室長のように、私もその年齢で登録をして実際にや

ればよかったんですね。私も自分の年齢に合わせて登録をしたら64歳以下の足立区民の方は、65歳になられたタイミングで全ての機能が使えるようになります。楽しみにお待ちくださいといったプッシュラインが来て、これを見ると30年後かと思いながら、見させていただいたんですけども。

これ一つなんですけれども、このでも非常にこれ素晴らしいと思ったのが、このLINEを見ると、足立区の公式LINEにこれつながる、公式LINEの二つ目、そうなんですけれども、本当にこの一番最初の足立区の公式LINEにつながる機能が付いております。これ非常に大事ななと思って、プッと押すと、★★すると、もうすぐこの災害のことであったりとか、日頃の足立区のこの公式LINEにつながるというところが、これ非常に本当いいシステムだなと思ったのと同時に、この足立区の公式LINE、今後なんですけれども、逆にこの足立区の今のある公式LINEの方から、足立区の包括ラボの方に要はプッシュ型機能で飛ぶようにできるのかどうかという確認だったんですけども。

というのも今の段階だと、恐らく65歳のところの区の周知とかで入ると、いろいろな様々な施策やってくれているんですけども、脳活ラボへの直接飛ぶ機能が見受けられなかったんで、それを逆も何かあっていいのかなと思ったんですけども、その点についていかがですか。

○高齢者施策推進室長 それぞれのところから行き来できるというんですかね、やれるような方向で進めていく予定はございますので、もう間もなくそういった形できるかと思います。

○しぶや竜一委員 ありがとうございます。なら安心しました。これから来年度からということで、4月の方から順次スタートしていくというところで、是非ともお願いしたいなと思ったのは、なぜこういったことを聞いたかという、今自分の年

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

齢のところで制限は掛けられたんですけども、以前、この厚生委員会の場で、若年性の認知症の方々に対してのアプローチはどうするのかというところも質問させていただいたときに、やっぱりスマホの流れからして、先日もたしかまたニュースでやっていたんですけども、増加していることには変わりはないというところで、若者に対しての認知症対策、若年性の認知症対策というところで、このJMC Iというこの物忘れチェックが、私のあだちの脳活ラボから飛んでできることを私も知りまして、これ実際にやったら、私は全部当てはまらなかったんですけども、本当にこういったことがつながっているだけでも、すごいありがたいことなのかなと感じました。

ただ一方で、本当皆さんも御存じのとおり、なかなか若い世代に行き届かないというのが現状であります。せっかくであれば、さっきの足立区公式LINEと併用していただいて、これももう一つ、若者自身の若年性の認知症対策になることもこういう機能があるんだよと伝えていくことも一つですし、あとは何より若い世代から、自分だったら例えばこないだおばあちゃんに対して教えてあげたんですよ。足立区脳活ラボを登録させていただきました。例えばこういった若い世代の目線から、おじいちゃん、おばあちゃんに対してしっかりとこういったことも周知してあげることが、何より一つの施策の展開の方法なのかなと思いますので、是非ともその辺を検討していただきたいと思います。再度よろしいでしょうか。

- 高齢者施策推進室長 今度の千本桜まつり、舎人の、そこでもこの登録会やります。またそういった場でも、若い方々についても周知をしてみたいと思いますので、若い方から祖父母の方に御案内していただくような流れをつくっていきたいと思います。あちこちのイベントでも、周知は徹底して図ってまいりたいと考えております。
- おぐら修平委員 私からまず、このセーフティー

ネットあだちの移転に関連してです。

今回、このまなびピアのこの会議室に移転ということですが、そもそも、今いろいろなこの推計、統計によっても調査の数字違うんですけども、足立区で今最新の状況で推計ひきこもり状態になる方は、大体約何名ぐらいいらっしゃるでしょうか。

○福祉まると相談課長 足立区が独自で実施した調査ですと、令和元年の調査が最新になりまして、区内15歳以上64歳以下で、推計で約6,400人ほどいるのではないかと出ております。

○おぐら修平委員 これ当初、東京都が調査した数字で足立区の人口比で割り返しやったとき、約15年ほど前のときは約1,000人とか2,000人とか、これ、確実に年々やっばこう推計ですけども増えているのと、あと非常に難しいのが、そのひきこもり状態にある方がどこにいらっしゃるのかが全く分からない。なかなか、もちろん相談に結びつけて何とかなんですけど、なかなかそれが難しいという中で、実際、令和5年度、6年度借りでなのであれですけども、令和5年度までの年間の大体この相談件数はどれぐらいのもんでしょうか。

○福祉まると相談課長 実は事業者が替わった関係もありまして、ちょっと数字の取り方が今、今年令和6年度変わっているとこもあるんですけども、令和5年度の実績でいいますと、相談を受けた件数及びセーフティーネットあだちから連絡を入れた件数、総数で1,000件弱でした。令和6年度まだ途中でですけども、この1月、2月現在まででいいますと、相談件数でいうと約500件ほど来ているという、こちらから受けているだけで500件来ているという推計でございます。

○おぐら修平委員 やっぱり今のこの答弁のとおり、推計5,000人いる中での相談1,000件、じゃ4,000人の方はどうされているのかなあと、なかなか皆さんそれぞれ御家族本人が1人で

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

悩み抱えて、どこにも相談できない状態にあるんじゃないかなと思われるんですが、この周知についていろいろ（１）、（２）、（３）記載されていますけれども、やはりここは、もう思い切って予算投入して、まずはその相談に結びつく、すぐに相談に結びつかなくてもこういう相談があるということ、是非これも強化していただきたい、これもう要望で結構ですので、よろしくお願いします。

続いて、この１８ページのところの、この生活保護の先ほど答弁もありましたが、この亡くなられた方の御遺体、再発防止の新たな取組ということですが、これ以前のこの委員会の報告の中で私も指摘させていただきましたが、普通担当ワーカーの方とか上司の方とか、そもそも亡くなられて、この御遺体どうなっているのかと、そんなの一般常識として気付くわけで、何でそんな状況になっているのか、過去にこういった亡くなられた御遺体が、担当ワーカーがほったらかしになっていたという事例は、過去ありますでしょうか。

○足立福祉事務所長 まず、なぜ今回、こういう状態になったかというところでは、前回の厚生委員会でも御報告しましたとおり、今回はヘルパーが発見し、その後、医師もそこに来まして、死亡診断をその場で行ったということで、死亡診断書がもう届いたということで、もうそこに御遺体はないということで思い込んだというのが今回の案件でございました。

確かに、人権尊厳のことを考えた場合に御遺体はどこにあるんだというふうな思い至らないというところが、今回本当に大きな問題でございまして、そこはもう改めて今回、検証はもちろんしっかりやりますけれども、その後もそういったところは大切にすることを大本にやっていきたいなと思います。

また、これと同じような状況があったかというところは、過去長い期間放置したというところは、

私の方は確認はしてございません。

○おぐら修平委員 毎回こういうのある度に、そのマニュアルを改定するこの人権研修やるというな答弁というのが、この間いろいろな場面で繰り返されてきましたけれども、結局また同じような議論の堂々巡りに繰り返しになってしまうんですけれども、やはりその命の尊厳、亡くなられた方を放置するというのにはあり得ない話で、ここは改めて、再度現場のワーカーの中でも命の尊厳とは何ぞやということについて徹底をお願いをします。

次に、この包括的支援業務の評価委員会の結果についてです。

これ私も、この事業を利用された当事者の皆さんから何人も話聞きました。私がたまたま聞いた方は、たまたまなんですけれども、残念ながら、いや正直あんまりよくなかったという声しかなかったんですね、今吉田委員もいろいろ質問されました。私がたまたま関わってきた方は、なかなかやっぱり正直この就労が正規のハローワークとか、正規の職がなかなか厳しい方、人とのコミュニケーションの課題だったり、非正規を転々としてきてキャリア形成されずにもう１０年、２０年過ごされてきた方ばかりでした。そういった方がなかなかこの正規の就労というのは難しいので、このメニューの中でも、もちろんその中間的就労、福祉的就労、いろいろな今厚労省の方でネーミング考えてやっていますけれども、そういった至るまでの段階がより求められるんじゃないかという私の現場の皮膚感覚であるのと、あと、こういう事業というのはブラッシュアップされていくと、もう既にそういう意欲のある方、また経験のある方は、もう自分で見付けて仕事見付けちゃうんですよ。ここに来る方はどうなるかということ、なかなかこの就労率が上がらない。結局、この数字だと正直どこの事業もそうです。悪くなります。それはいろいろな自治体議員の方からのこういう事業でこっだけ予算掛けているのに、就労実績上から

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ない、どうなのと私のところにも声来るんです。
いやそれは当然でしょうと、自分で意欲あつて見付けられる方、見付けてやっているわけだから、こういうところに来る方、なかなかそこもやっぱり厳しい方なんですよ。既存の就労というよりもそういうこの中間的な就労体験だったり、人とのコミュニケーションだったり、また正規の就労とまではいなくても、半就労、ボランティア的なものであったり、そういったこの本人に合ったいろいろなメニューの場が必要じゃないのということ、いろいろな自治体議員の方々とよく意見交換したりしているんですが、まずは、そういったこの中身、私も見させていただいていますけれども、そういったこの中間的就労、福祉的就労の部分についての、この評価というのは改めて、ここにちょっと記載はありますけれども、より詳細について、ちょっと御説明いただいてよろしいでしょうか。

○足立福祉事務所長 やはり、おぐら委員おっしゃるとおり、就労の意欲の低い方をいかにここに結びつけ、事業に結びつけ、就労に結びつけるかというのは非常に難しいところです。まずは我々福祉事務所側が、受給者を何とかこの事業の方に入ってもらいたいと、参加してもらいたいと、そこがまず大きなポイントがありまして、その後、結局、就労意欲が低いものですから、なかなか就労に結びつかない。そこでその準備支援として、個別にプログラムをつくっているわけです。またカウンセリングをやったりとか、生活の支援ですとか、基礎的なところをやるというところで、なのでなかなか就労に結びつかないところでいうと、お互いに苦労しているというのが現状でございます。

○おぐら修平委員 正にそこなんです。この事業の評価についてなんですけれども、これやっぱり利用者の方からのヒアリングというものも評価に加えるべきだと思うんですが、今回のこの評価に

ついては、実際に利用された方、それももう100人いれば100パターン、いろいろなパターンあります。そういったところをきめ細かくいろいろなパターン、当事者の方からもやっぱりヒアリングを行った上での評価、当事者の方がどうかというところが一番のことであって、そこについてこの事業評価に当たっての当事者の方々のヒアリングというのはどうでしょうか。

○足立福祉事務所長 その視点は非常に大事ななと思います。まずこの評価委員会に入る前に、実際その受給者がどういう思いで、そういった事業に参加しているのかというところを、私もははっきりと把握していないところがございますので、まずはそこが大事ななと思いますので、そこをまず押さえて、次の評価に生かせるかというのは検討させていただきたいと思います。

○おぐら修平委員 今、この福祉事務所長が非常に大事な答弁されました。そこなんです。私の場合、逆にこの担当ワーカーさんが一生懸命こういうのに案内をしようとして、頑張って自立しているものとするんですが、当事者にとっては意欲の問題であったり、なかなか、逆にそれがストレス、プレッシャーになったりとか、この段階のこのギャップがあるんですね。だから私、この当事者の方にもこのヒアリング是非やってもらいたいということをお願いしたんです。そこはこの担当ワーカーの方、一生懸命やればやるほど、実は当事者の方にとってはもうストレス、プレッシャーしかないという、逆のミスマッチなんかもあったりするので、そこは非常に難しいなあと、私もこのいろいろな方々の話聞いて実感したところです。そういったちょっと一人一人の状況をより深掘りして、調べて、調査を進めながら、この評価についても是非よりよくブラッシュアップしていただければということをお願いします。

最後に、今度は30ページのこの63条返還です。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

これも、先ほどより質疑もありました。またその前の議案の債権放棄の件でも質疑ありましたが、まず、これ精神福祉手帳、これが２級から３級に変更されたということは、ということは、この障がい年金の手当も額面変わっていますよね。この家族構成とかによって額がちょっと違ってくるんですけども、この方の場合はどういうふうに、この額面とか変わってきましたでしょうか。分からなければ一般論で。

○足立福祉事務所長 申し訳ありません。詳細の月額については分かりませんが、確かに、本来必要でないものが誤って計上していたものがありますから、もちろん金額的には上がって、手続的には……。

○衛生部長 精神障がい１級が一番重くて３級が軽くなります。ですので、２級から３級になるということは額が下がるか、たしか３級はもうお金が出ません。

以上です。

○おぐら修平委員 これも先ほどの債権放棄の件の案件と全く同じで、これも毎月この収入分かっていけば、これ障がい年金の額変わっているから、あれと気付くわけなんですよ。それで調べれば手帳の等級が変わったんだ、障がい者加算もこう変わるんだということで、そういった別にその部分ですぐに分かってくるんじゃないかと思ったんですが、いかがでしょうか。

○足立福祉事務所長 そこが今回、要するに更新時期分かっていたんですけども、そこを確認を、今回はしていなかったというところがありますので、分からなかったというよりはそこを見過ごしたと。

先ほど、言い訳がましくなるかもしれませんが、支援者の方にそういった更新手続もいろいろやっていただいていたということでございましたので、少しワーカーは油断していたのかなというふうに思います。

○おぐら修平委員 生活保護の業務というのは、本当に複雑、多岐にわたっているいろいろな制度を把握しなきゃいけない、またその厚労省や東京都からの事務連絡、この数値がもうころころいろいろなものが出て、それをもう全部把握して、１００％の業務やるというの、限りなく本当大変なことで、私も今提案しようと思って、この生成ＡＩ使っていろいろなものを全部読み込ませて、その中で何かこのチェックリスト漏れがないとか、やると、かなり大幅にそういったこの業務ミスというのが、負担軽減並びにミスの発生も抑えられるんじゃないかと。私も、実はその提案しようと思って今、長谷川副区長が答弁されたんでびっくりしたんですが、そういったこのよりよい活用、これ生成ＡＩ使って福祉事務所の業務を、今その改善と言えいいのか、業務の効率化と言えいいのか、取り組んでいる自治体はどこがやっていますでしょうか。

○足立福祉事務所長 すみません、情報としてはあるんですけども、幾つかの自治体でＡＩを活用しているという情報はいただいているんですが、詳細が今手元になくて申し訳ありません。

来年度なんですけど、保護手帳に関しては、ＡＩの機能が付いているシステムを入れる予定になっております。なので、国からの通知ですとか、そういったものも全て含まれますので、ベテランではない若いワーカーにおいても、検索については非常に便利になるのかなというふうに考えております。

○おぐら修平委員 他の自治体でこの導入やっている、どういうふうに運用しているのか、ちょっとその事例、是非調査していただいて、こうした業務の負担軽減、またこの業務ミスのないような形でよりよいこのブラッシュアップした、この福祉事務所のケースワーク体制の構築、是非よろしくをお願いします。

以上です。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。

簡潔にこう思うんですが、いかないかもしれません。ちょっと頑張ります。

まず、セーフティーネットあだちの移転に伴うことでお伺いいたします。

これ現在、書いてある内容見させていただいた移転理由に、相談しやすい環境の整備と分かりやすい支援拠点の確保を目的にしていると。相談者居場所利用の混乱負担軽減につなげるというふうにおっしゃっていると思うんですが、これ相談しやすい環境と具体的に部分では、というのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○福祉まると相談課長 今、御指摘ありました相談しやすい環境ですけれども、現在本当に会議室1室で設けておりまして、もう1組限定でありまして、1組来ている場合は2組目が対面でできなかったりですとか、若しくはまると相談課の相談ブースを活用していただいたり、あと相談を受けている場合は、居場所で使いたい方が使えないですとか、時間に長引いたりした場合によっては外で待っていただくとか、そういったことが今弊害で出ておりますので、相談と居場所、両方が並行してできるような環境整備という意味で書かせていただいております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。すごく期待はしているんですね。大きくなって多分利用者さんもどんどん、どんどん利用しやすくなるんだろうなと思いつつも、これ一つ思うのが、便利になるのと同時にこの移動ですね、移動への負担というところで、まなびピアですよね。比較的バスも調べたら通ってはいらるんですが、千住の駅からは遠いんですよね。駐車場の台数もそんなに多くないんじゃないかなというふうに思っているんですが、その辺というのはどういうふうに考えられているか、お聞かせください。

○福祉まると相談課長 実際に、今御利用されている方、一度でも相談つながった方ですとか、継

続して御利用いただいている方含めて、千住に移りますというところは個別にお伝えし始めているところです。その中では、特段行きづらくなりそうですねとかというところの声までは、まだ私どもには届いてはいないんですけれども、実際これから、やはり新規の御相談に際しては、開けてみないとどれだけというのがあると思いますので、ちょっとそのあたりの声は拾いながら。もし難しい場合は、セーフティーネットあだちの職員が出向いたりということもありますので、来る方が難しいという場合は、スタッフが出向いて御相談、御自宅よければ御自宅ですし、家に来られるのはちょっとという方であれば、では中間地の例えばどこどこですとか、例えばまるとの別館を利用するとか、そういったこともやっていますので、そのあたり柔軟に対応していきたいと思っております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。必ずしも全てそこで補うというわけではないということですね。分かりました。

これ非常に場所が、先ほども言ったように千住駅からは、歩けなくはないけれども遠いんですよ。私もちょっと活用させていただいたことがあって、今後そういう駅から、普通に考えたら北千住の駅から来るんじゃないかなというふうに、コミュニティバスも調べると、逆回りしているんですよね。そうすると駅から行くと時間掛かっちゃうんですよ。だったら歩いた方がいいんじゃないのとか思ってしまうといった中で、これ実は、ちょっと時間がないんであれなんですけど、千住の400年記念ももちろんあるんですね。記念のこともあると。そして実は違うところに委員会になるので、これもうグリスロとかにつなげられるなと思って提案したいんですが、これここで話すことですかというのを、ということを確認させてください。

もう1回お話しさせていただきます。

実は、千住まなびピアに移るに当たって、セー

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

フティーネットあだちが移るに当たって、少し交通の便が悪くなります。なので、そこに今足立区で違う総合交通とかでグリスロが出ていたり、産業経済で言えば、千住宿400年とか、実はこの横につながるような話があるので、そういった場合はどこでお話しすればいいですかというのを確認させていただきたいということでございます。

○白石正輝委員長 どなたですか。

これ今の加地委員の質問については、交通関係の管理職が来ておりませんので、交通委員会できつやつやしていただければ、交通網の特別委員会。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。私交通の委員会なので、話はできるんですが、そのときに、例えば趣旨が、正にこのひきこもり支援の話からの発展なんですよ。それに福祉部のどなたが答えしてくれるのかというのが、ちょっと大丈夫なのかなというふうに確認したかったというのもあるんですが、その点いかがでしょうか。

○福祉部長 必要があれば、交通の方に私どもの方で出席するのとはございますが、今もう話聞きましたので、そこについては、ちょっと考えさせていただきたいところと、実は一方で、御家族や当人からお話聞くと、あまり大々的にここはひきこもりの支援場所ですよというの、ちょっとどうなのという意見もあることはあるんです。だから例えば、じゃグリーンスローモビリティ乗っている人が、あれひきこもり支援に行く人だというふうに分かるということがどうなのかというのもあるので、その辺はちょっとセンシティブなところだと思うので、ちょっとそこは検討必要かなと思っています。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。決してひきこもり専用とするつもりはありませんので。ありがとうございます。総合の方で話させていただきます。

次に、インフルエンザパブリックコメントの件についてお伺いしたいんですが、まずこれパブリ

ックコメントの方読ませていただいて、これ内容が、予防接種事務及び新型インフルエンザのパブリックコメントについてです。それで、パブリックコメントの内容が書いてあったと思うんですが、意見としてはマイナンバーのことを先ほどお伺いしました。その中でも、やっぱりデータ共有は便利な面があるが、一方、情報漏えいが心配であると、に対して区の考え方が特定個人情報の取扱いについては、個人のプライバシー等の権利、利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、適切な措置を講じることで区民の皆様がより円滑に、かつ安全な接種が可能となるものと考えておりますというふうに書いてありますが、これはそのとおりで間違いないでしょうか。

○保健予防課長 そのとおりでございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。

なぜこれを聞かせていただいたかという、今、正に違う案件でもあったんですが、足立区ガバメントクラウドに情報を移そうとしています。それが標準化に伴う移行するのに、今ちょっと遅れが出てきているということもお聞きしました。そもそも、これガバメントクラウドはもうデジタル庁が始めたもので、自治体が移行するというのはもうもちろん分かっているんですが、この中で、実は4種類のクラウドが選べます。AWSアマゾンウェブサービス、グーグル、マイクロソフト、さくらインターネットというのがあるんですが、海外のクラウドが使うということは、もう国が認めているので安全性あるよとは言っているんですが、それでもこのAWSにした理由というのが、ちゃんと確認していなかったなというところがあったので、まずそれ確認させていただいてよろしいでしょうか。

○情報システム課長 加地委員おっしゃる通りにガバメントクラウド、今、現在五つ認定されておまして、アマゾンのDWS、グーグルクラウド、マイクロソフトのアジュールとオラクル社のOC

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

I、それとさくらインターネットのさくらクラウドの五つがありまして、さくらクラウドはまだ条件付で認められておりまして、構築が全て終わっていないくて、サービスがまだ始まっていないということで、今は海外の四つのサービスがガバメントクラウドとして使えるような状態になっています。

AWSを選んだ理由なんですけれども、それぞれの四つのサービス、政府のISMAPというクラウドサービスの認証を取っておりまして、そこから選定をされておりますので、一定の水準ですね、政府が満たすセキュリティの要件とかは全て満たしているものと考えております。

今回この保健衛生システムにつきましては、既存システムの構築事業者日本コンピューターになるんですけれども、そちらで引き続き標準化も対応してもらおうということになりまして、こちらの日本コンピューターが構築可能なガバメントクラウドということで、そちらが選定されたのがAWSということが提示されましたので、AWSでやっているということになります。足立区の標準化の業務18業務あるんですけれども、16の業務のそれぞれの事業者が、AWSでの構築を提示しておりまして、基本的には足立区はAWSを使っているというような形になっております。なので、実際には区が、どのクラウドサービスを選ぶかというよりも、構築する事業者がどのサービスで構築できるかというのが、実際には大きな要素となっております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。詳しく教えていただいて。これ難しい話なので、意外に国が認めているからというふうになるんですが、今聞いている限り、そもそもさくらインターネットは、国が提示しているけれども使えないということですね。

○情報システム課長 今、2025年度末までにデジタル庁が提示している要件全てを満たすという

条件で選定されておりまして、ちょっと前の状況なんですけれども2024年9月の時点では、110項目やりなさいよとされているうちの13項目が対応済みということで、もう少しやっぱり稼働には時間が掛かるのかなと考えております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。

それをクリアをしたとしても、今度システムの、先ほど言ったベンダーさんの問題が出てくるところで、実際はどの自治体も使えないということで認識合っていますでしょうか。

○情報システム課長 実際には、それぞれの構築事業者がどのサービスを選ぶかになりますので、恐らく今の段階では、さくらインターネットのクラウドを選ぶというところが、そんなにすぐたくさん出てくるわけではないなと考えております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。

私は、先ほどの、もう言わせていただいたように個人のプライバシーの問題で、今までは区は健康保険システムですかね。名前間違えているかもしれませんが、管理をしていた中で個人情報を守られていたんですが、今度このAWSに情報が行くと、移行ができると。その際は、国内にサーバーがあるから安全だというふうにも言っていますが、情報も大阪と東京にあると。どちらかが飛んでもどちらかでしっかりと守られるということも確認していますが、AWSは大規模な障害を起こしたりとかも過去にしているんですね。それは御存じでしょうか。

○情報システム課長 はい。サーバーが停止したりとか、そういったものは過去何件か、何回か起きているというのは認識しています。

○加地まさなお委員 非常に便利なものがデジタルなんですけど、これをアメリカの方に、もちろん国内にサーバーがあるとしても、これアメリカの法律でクラウドアクトという法律があります。場合によってはアメリカ政府がデータにアクセスできるという権限を持っているんですね。その辺は御

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

存じでしょうか。

○情報システム課長 はい。存じ上げております。

○加地まさなお委員 この際、先ほど言っていた区
の考えと少々ずれてしまうんじゃないかなと思う
んですが、それについてどうお考えでしょうか。

○情報システム課長 クラウドの米国の法律なんで
すけれども、犯罪が起きたときに、証拠としてデ
ータを提供しなさいとか見せなさいというよう
なところで、まず用途が限定されているという
ところがあります。あとそれをやるために、裁
判所の令状が必要だということで、そこでまた
一つ、何でもかんでも勝手に見られるという
ような状況ではないかなと考えております。

あとガバメントクラウドなんですけれども、
国とアマゾンですとかグーグルですとか、そ
ういったところが契約を結んでおりまして、
外国からそういった要求が来たときには、
日本政府にまずは通知して、異議申立てと
いう制度があるんですけれども、それを一緒
にやりましょうねというような契約になっ
ておりますので、いきなりアメリカの方
から勝手に盗み見るというようなものは
ないかと思えます。

ただ、こういうシステム、100%のことは
ありませんので、技術的にはガバメントク
ラウドでは、外からのファイル进行操作す
るような命令を使えなくなったり、あと
今のシステムでもやっているんですけ
れども、それぞれのシステムで、情報
へのアクセスログを取ったりして、そ
ういうところでも複合的に情報が流出
しないようにというのは、これから注
意してやっていきたいと考えていま
す。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。

もう今ので大分分かってきましたが、や
はりまだ始まっていない中で、これから
何が起こるか分からないという中で、
今回の予算特別委員会でも災害時には、
電源とかも各三つぐらい付けましょ
うよと、安全を担保しましょうよとい
うところで、

これ今後、今の健康保険システムでし
たっけ、名前間違えているかもしれませんが、
ガバメントクラウドに移行後は、やっ
ぱりやめてしまうというか、という方
向で合っていますでしょうか。

○情報システム課長 保健衛生システム
と足立区で呼んでいて、標準化の中
では健康管理システムという名前なん
ですけれども、ガバメントクラウド
の方に移行をして、今は本庁舎の
コンピュータールームにサーバーが
あるんですけれども、そちらの方は
撤去します。ガバメントクラウドは、
停電とかの対応も本庁舎よりも、
データセンターなのですぐれてお
りまして、今、こちらは本庁舎の
電気設備点検とかがあると、止め
なくちゃいけないんですが、あ
ちらは24時間動いておりますので、
災害とか障害に関しては、今、
本庁舎にあるサーバーよりも強
いのではないかなと考えてお
ります。

○加地まさなお委員 それを聞いて、
そうですねというふうに思うん
ですが、やはりまだ始まってい
ない段階なので、少なくとも一
定期間は残した方がいいと思
うんです。でも、確実に言っ
ているとおり安全を担保でき
たなど、保障されているとい
うところで、やめるというこ
とは十分にできると思うん
ですが、その点いかがでしょ
うか。

○情報システム課長 サーバー自体は、
来年度につきましても移行が少
しずれるようなところがあり
ますので、稼働はさせてお
ります。ただ、システムを
両方同時に運用するという
のがなかなか難しいので、
基本的には標準化に寄
せていくような形ではあり
ますが、機械自体は、まだ
少しだけ残るというよう
な状況になります。

○加地まさなお委員 分かりました。
個人情報に本当にこれから
すごく大事になってくると。
デジタルも便利なんです
が、使う側と管理する側
がしっかりとどうい
うふうにするれば皆
さんの情報守れるの
かなというふう
に、二重にも三重
にも考えないと
守れないような
時代になってく
ると思うんです。
セキュリティー
に関しては、万
全に万全とい
うの

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

は大事だと思うので、その点ちょっと要望させていただきます。すみません、大変長くなりました。

それと同時に、令和7年度この介護予防についてのところ、初めてのフレイル予防とか、先ほどのはつらつ教室ですか。とか、もう一つずれますが、これはもう内容じゃないんです。令和7年度からの認知症検診事業についても、名前が足立オレンジチェックになると。フレイル、はつらつとか、オレンジとか、いいと思うんです。いいと思うんですよ。これ私は知っているからいいんですけども、急に聞いた人、これオレンジイコール認知症という分からないと思うんですけども。もし、これをオレンジというのが私も今回お話を聞いて、分かりました。認知症のシンボルカラーなんだよというのが分かったんですが、そこも丁寧にある程度、皆さんに浸透するまでは、載せ方を考えた方がいいのかなあというふうに思います。

例えばこれ、痴呆という言い方があったと思うんですね。これはよくないと思います。ただ認知症というのは、今もう普通にスタンダードな言葉で、別に差別的な言葉でもないと思いますし、そもそも内容が認知症検診だったりとかもするんですね。若年性とかもあるので、これをまずその名前もしっかりと、どういう意味なのかと。

多分フレイルと言われて今、皆さんフレイルとは何ですかと言って、今皆さんは答えられると思うんですが、一般の人、多分分かんないんですよ。フレイルとは何。何となく予防と付くから勝手に想像したりとかすると思うんです。はつらつも私は昭和生まれなんで大好きです。はつらつと言われたら、何となくはつらつ、頑張ろうと思いますけれども、これも名前すごい長い名前だったんですが、それをはつらつにした意味とかも同時に載せて、区民の皆さんにしっかりと情報、こういう意味なんですよというのも一緒に載せていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○高齢者施策推進室長 認知症検診の方ですが、足

立オレンジチェックと大きく出しますけれども、それが認知症検診だと分かるようにも表示する予定でおります。

また、はつらつ、フレイルも含めて、皆さんに理解していただけるような、そういった周知もしてまいります。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。

今もう時間がないので、さっきの動画の話もそうなんですが、もう時間ないんで、また長くなりそうだったの今思い出しましたので、よろしくお願いします。要望させていただきます。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 報告事項に対する質疑は終了いたしました。

○白石正輝委員長 次に、その他に入りますが、その他何かございますか。

○加地まさなお委員 子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業のことについてお伺いいたします。

これずっと使用する禁煙治療のための経口薬が、チャンピックスというのがありまして、これが発がん性物質が確認されて、一時的に使用が停止されていました。今、多分安全性が確保された、評価が変わったから使えるようになったと思うんですが、そこはいいと思うんですが、これ今度拡大するんですね。その点に関しては、先ほどの違う話、ワクチンの話もそうなんですが、今までやっぱりいって危なかったんじゃないのという期間があったものを再開するに当たって、いきなり再開して支援事業を拡大していく、範囲を広げていくというのが、ちょっと理解できないので、その点説明していただきたいと思います。

○こころとからだの健康づくり課長 この子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業ですが、現行

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ですと、妊婦、若しくはそのパートナー、または18歳未満の子どもと同居という条件を設けております。飲み薬の方、出荷停止状態だったんですが、この間議会の方からも御要望いただいて、自ら卒煙を望む方であればどなたでもといったような御要望をいただいていたところでございます。

現状なんですけれども、製薬会社の方で、その発がんの可能性のある物質ですね。それを基準値を満たすために製造方法等の一部変更承認申請の方を行っており、審査を経て承認が得られることを待っている状態であると認識しております。その承認が厚労省の方から承認された後に、出荷再開となって、そのタイミングで対象者を拡大しますので、その時点で安全性等は担保されていると思っておりますので、そのタイミングで対象者を拡大しようと考えているものでございます。

- 加地まさなお委員 よく分かるんですが、私としては、さっきの話もそうなんですけれども、再開するのはいいことだと思うんですが、一定期間は空けた方が、やはりいいと思うんですね。それは危険だったから製造中止していました。それと同時に、これチャンピックスというのがありますが、今足立区の方ではジェネリック勧めています。ジェネリックはこれバレニクリンというのがあります。こういったところも、ジェネリックで作ったものは何なのと皆さん御存じないと思うんですよ。製造方法が違うんです。使う場所がですね。そこでアレルギーの問題とかも出てくるんです。そういったこともジェネリック書いてあるんですね。安いのは安いからいいんですが、ジェネリックを勧めるにしても、そういった情報も含めて、多分ジェネリックの方も同時に使われていくと思うんですね。その情報もしっかりと区民の皆さんに情報を周知していかないといけないんじゃないかなというふうに感じるんですが、いかがでしょうか。
- こころとからだの健康づくり課長 加地委員おっしゃる一定期間見た方がという考え方も、もしか

したらあるのかもしれないんですが、繰り返しの答弁になって恐縮なんですけれども、区としましては、出荷が再開されれば、その時点で安全性も担保されているという認識でございますし、ジェネリック使うかどうかに関しましては、禁煙治療される御本人と医師との相談なのかなというふうに思っております。

- 加地まさなお委員 分かりました。私は一定期間空けた方がいいと思います。それ要望させていただきます。と同時に、このチャンピックスのこととジェネリックの方も、しっかりと区民の皆様、お医者さんの方が説明するからいいよではなくて、お金を税金を使って出す以上は、区の方でも最低限の情報はしっかりと開示してお伝えするというのは、区の責務だと思うんですが、その点いかがでしょうか。

- こころとからだの健康づくり課長 飲み薬のほかにも、貼り薬等もございまして、そこら辺、丁寧な御案内については必要だと思いますので、どのような在り方が正しいか、ちょっと考えさせていただければと思います。

- 加地まさなお委員 ありがとうございます。

しっかりと、やっぱりリスクとベネフィットがきつとあるんだということも、ちゃんと伝えてほしいと思います。要望させていただきます。

- 白石正輝委員長 質疑を終結いたします。

以上で、本日の厚生委員会を閉会いたします。

午後5時04分閉会